

開 議 午前10時00分

○議長（阿部六平君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（阿部六平君） 日程第1、一般質問を行います。

芳賀 潤君の一般質問を許します。ご登壇願います。

○2番（芳賀 潤君） 改めまして、おはようございます。創生会の芳賀 潤と申します。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

碓川新町長体制から既に3カ月が過ぎ、そして11月から部局制ということで、部長体制になって、県当局から割愛採用で部長さんになられた方もおりますし、1カ月過ぎてそろそろ落ちついてきたかなというようなところだと思います。

まず、町の復興計画についてお尋ねをいたします。

町の復興計画検討体制の中に、大槌町復興まちづくり創造懇談会が町の復興のため町長に対して中立的な立場から真に意見提言する懇談の場とあり、既に2回開催されているようですが、その状況について伺いたします。また、ことし中に復興計画を策定するとの町長の方針ですが、具体的な方向性について伺いたしたいと思います。まず、その創造懇談会でどのような提言がなされているのか、またその提言に対する町長の所見を伺います。

続きまして、いろんな復興計画が各地域で行われていますけれども、住居等の建築制限と盛り土などの対象外における住居等の建築、それらについての許可等について伺います。

そして、復興計画の時間軸について伺います。

続きまして、地域経済の再興について伺います。

常々大槌町の復興につきましては水産業の復興なくして進まないというふうな考え方で私もおりますし、町長もそのような考え方を抱いていると思いますけれども、現在、町の漁協の定置網がまだ漁ができておりません。先ほども漁協の参事と話ししてきましたけれども、来週中にはどうか網が入るといようなところまでようやく来ていると。魚市場は開催されているわけですが、それは東部漁協の協力のもとにおい

て、東部の網の水揚げ分を大槌町の市場に揚げていただいているというような状況であります。12月になりますと、11月を過ぎますと、漁師町ですので、アワビの時期ということで、サップ船もほとんどの船が流されている中で、町漁協所属の20数隻が既にある2回の口開けも終わって、漁に出た漁師さんの話を聞きますと、海底に大きな変化はなく、稚貝もみられていると。水揚げについても、もちろん船は少ないわけですが、予想していたよりも多いようには聞いてあります。そこで、これからの支援策について伺います。

まず、町が水産関係に行われている支援策の現状について伺います。

そして、今、アワビの時期ということもあって、天然物というのはなかなかないのでありまして、今後、アワビ、ウニの放流についての町の補助策について伺います。

3番目として、水産加工業の現状と今後の町としての再興に向けた考え方について伺いたいと思います。

続きまして、仮設住宅における高齢者対策についてお尋ねをいたします。

9月より各仮設住宅における要援護者の支援策の中で国の政策であるサポートセンター並びに共同仮設住宅が展開されているわけですが、当初想定されていたものと実際運営、経営してみたら想定外のもの、いろいろ発生していると思いますが、どの事業も県からの委託事業であり、県と協議することによって、想定外のものであれば内容変更、規模の変更は県との協議により十分可能であると思われまして、現場のニーズを適正に支援していくためには柔軟な対応が必要であると思えます。そこで次の点について伺います。

各地域のサポートセンターの現状と今後の課題についてお伺いいたします。

同様に、各地域の高齢者等、共同仮設住宅の現状と課題について伺いたいと思います。

そして、浪板地区には共同仮設住宅はありますけれども、サポートセンターが現存しておりません。現在、併用で認められているものもあるんですけれども、今後サポートセンターとしての設置について伺いたいと思います。

続きまして、仮設住宅入居者住民への対応についてお尋ねいたします。

仮設住宅での生活環境にもなれてきたところではありますが、住民ニーズの変化の把握だったり、地域コミュニティーの再生支援、憩い、役割の場づくり、高齢者などの孤立、孤独死防止などのさまざまな個別案件、全体的な生活課題が顕在化しております。また、在宅を対象とする活動についても、従来どおりの福祉サービスの提供や地

域福祉活動の展開、仮設住宅入居者とのコミュニティー支援も今後ますます重要となります。そこでお尋ねいたします。

これから本格的な冬場を迎え、雪も降り、そういう中で具体的な取り組みである支援策について伺いたいと思います。

そして、仮設住宅における消火器等の設置の状況についてお尋ねをいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対しての答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） それでは、私の方から大槌町復興計画についての大槌町復興まちづくり創造懇談会からどのような提言がなされたのかというご質問でございますが、大槌町復興まちづくり創造懇談会がそれぞれの分野でご活躍しております12名の先生方で構成されておまして、それぞれの専門的立場から震災復興計画に対するまちづくりの提言をいただくことを目的としています。

11月25日に第2回目の懇談会を開催しておまして、各分野のアドバイザーからいただいております主なご提言といたしましては、まず医療・福祉分野からは、健康増進、健康維持のための医療、福祉、行政の三位一体の活動など、大槌町の保健医療、福祉を充実させるためのご提言をいただいているところでございます。

地球環境・自然分野からは、水産業復興に向けての新たなビジョン創生と湧水をめぐる大槌の復興ビジョンについて、地球環境や自然分野の専門家としての観点からご提言をいただいております。

財政分野からは、大槌町の人口移動の状況並びに仕事の状況について分析し、財政学の専門的知識をもとに、大槌町復興のために必要なこととして、行政機能の強化を図るため、業務量拡大に対応した人材の確保、これから予想される財政問題について、ご提言とアドバイスをいただいております。

水生生物学分野からは、東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センターを拠点とし、文部科学省の東北マリンサイエンス拠点形成事業が立ち上がっていること、また新しい調査船の母港を大槌町とする構想もあり、他にはない大槌町のアイデンティティーとして同センターの研究拠点機能を中心とし、大槌町の海洋教育、防災教育などを含めた学術文化都市の構想のご提言をいただいております。

知的財産分野からは、明確な旗印を持って、産業振興、教育文化、研究開発、国際交流の取り組みについてのご提言をいただいております。

水産開発分野からは、震災以前の大槌町の水産業の現状、国の震災復興の基本計画を踏まえ、漁業を中心としながらそれを利用した新しい産業の集合体としての新しい町のあり方を町民と共有しておくことが必要とのご提言をいただいております。

法律面からは、大槌町の自主財源の検討と東日本大震災復興特別区域法を検討する必要性について、法律家としての立場をもとに、さらに踏み込んだご提言をいただいております。

地域看護学分野からは、震災後の調査で高血圧が一番の健康課題であったことから、予防に本格的に取り組む保健師活動を通じて、町民の元気回復について専門的知識をもとに分析し、ご提言をいただいております。

水環境学の分野からは、当町の源水地区の湧水地はイトヨやサケなど人と生き物とがどのようにかかわり合えるのかが集約された象徴的な場であり、このような湧水や豊富な自噴井戸の水資源をまちづくりに生かしてはどうかとのご提言をいただいております。

観光・リゾート開発計画の分野からは、観光を考える視点として、観光資源の再発見と再評価、来訪者の想定等について考えるべきとのご提言をいただいております。

土木工学の分野からは、海岸と海岸保全施設について、三陸の海岸線、海岸の利用と保全、海岸保全施設等について土木工学的見地からご提言をいただいております。

地域防災や木のまちづくりの分野からは、まちづくりのコンセプトの明確化、地域再生、地域づくり、人づくり、地域拠点づくりといった分野ごとのご提言をいただいております。

まさにこのようなご提案は大槌町の将来のまちづくりの顔となるような魅力的なご提案であると考えておりまして、これから策定いたします震災復興計画における将来像の検討にも十分に考慮してまいりたいと考えております。

次に、住居等の建築制限と、盛り土等の対象外における住居等の建築許可等についてお答えいたします。

現在、大槌町震災復興計画を策定中でありまして、防潮堤等の津波防護施設を整備しても津波の襲来に対して避難が困難な区域あるいは相当程度の津波の浸水が予想され、居住地として適さない区域について、災害危険区域等の指定を検討しております。

また、現在、国会で建築等を制限するための関連法案が協議中でありまして、その成立後、区域を指定する県の動向を踏まえまして、町としての最終的な計画を決定次第、速やかに建築制限する区域について条例を提案し、議会でご審議いただきたいと

考えております。

次に、復興計画の時間軸についてお答えいたします。

現在の大槌町震災復興計画案では、今年度を含む平成25年度までの3年間を復旧期、平成26年度から平成28年度までの3年間を再生期、そして平成29年度から平成30年度の2年間を発展期と位置づけ、8年間を復興計画の期間として考えております。

この中で、現実的にいつまでに被災者が住宅を再建できるかということにつきましては、現在、鋭意検討を進めている最中であります。復興交付金事業及び基盤整備の具体的な手法を検討し、早期に住宅再建に着手できるよう、安全性を向上させた区域に順次住宅建築が可能となるような目安となる時間軸をできるだけ早急に町民の方々にお示ししたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） 芳賀議員のご質問にお答えします。

町の水産業に対する支援策につきましては、国・県の補助金事業を導入して水産業の復旧復興へ取り組んでいる次第であります。主なものでは、大槌町漁協の製氷保管施設、魚市場、ふ化場、定置網の施設復旧支援を実施しております。漁業者に対しましては、共同利用漁船の修繕及び購入、養殖施設の復旧支援を実施しております。水産加工事業者には、中小企業基盤整備機構の事業を利用しまして、仮設工場の設置を支援しているところであります。その他補助事業につきましては、釜石流通団地水産加工業協同組合に加盟し、大槌町に工場が所在しております2社の設備設置費用に対して補助を行っております。また、NGO等の団体から定置の番屋、漁具倉庫、冷凍コンテナ、コピー機等の支援をいただいております。

アワビの稚貝購入につきましては、昨年度まで実施しておりましたが、今年度は稚貝を生産しております岩手県栽培漁業協会の施設も被災し、稚貝がほとんどない状況にあります。来年度以降につきましては、協会の稚貝生産状況を見ながら購入等が検討されるものと思われまので、補助の実施については前向きに検討したいと思っております。

ウニにつきましては、震災前から資源量と採捕量が均衡しており、放流はしていませんでした。今後、震災の影響が見られた場合には放流等も検討していくことになると思っております。

水産加工場は、震災前には大槌漁港の県有地に多数立地しておりましたが、壊滅的な

被害を受けている状況であります。このような状況に対しまして、中小企業基盤整備機構の仮設工場につきまして、12月末の完成、1月の事業再開に向けて整備を進めております。

今後の水産業の再興に向けた考え方につきましては、水産加工業では魚市場の場所、排水対策等の関係もあり、海岸付近での操業となるものと思われまます。水産加工団地の復旧につきましては早期の整備が必要であると考えていますが、候補地であります大槌漁港の復旧整備は県の事業であり、まだ復旧のめどが立っていない状況にあります。町の復興計画案で示されている産業用地につきましても、土地のかさ上げ、ライフラインの整備が必要であり、早期の水産加工団地の整備は困難であると考えられますので、当面は仮施設での事業再開となるものと認識しております。

なお、大槌町で操業しておりました水産加工業の2社が、このたび釜石市の鶴住居地区に移しまして事業を再開することとなっております。以上です。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 仮設住宅における高齢者対策について、お答えをいたします。

サポートセンターにつきましては、仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、専門の職員を配置し、各種の相談に応ずるとともに、日中活動などとしてデイサービス事業などを実施する新施設であります。当町におきましては9月から大槌川沿い及び小槌川沿いに各1カ所を設置をいたしまして、それぞれ民間法人に運営を委託しているところでございます。開所後、10月末までに延べ2,800人余の利用をいただいております。相談支援のほか、ボランティア団体を迎えるイベント開催など、委託先である各法人のご努力によりまして、おおむね利用状況は順調に推移しているものと認識しておりますが、今後、実施内容等につきまして委託先や利用者の声を聞きながら検証を行い、より効果的な支援となるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、高齢者等共同仮設住宅につきましては、高齢者等が安心して日常生活を送ることができるよう24時間体制で専門職員を配置し、見守りや生活指導などを行う施設でございます。当町におきましては大槌川沿い、小槌川沿い並びに浪板地区の3カ所で4棟が県により設置をされておまして、9月から民間法人に運営を委託し事業を開始しているところでございます。11月末現在の入居者数は、大槌地区が6人、小槌地区が8人となっております。さらに入居に向けて数件の相談を受けている状況でございます。

また、当初、高齢者等共同仮設住宅として供用を予定しておりました浪板地区の「ぬくっこハウス」につきましては、利用意向の状況等を踏まえまして、県との協議によりサポート拠点として運営をいただいていたところでございますが、11月末には入居が始まっております。現時点におきましては、定員数に対する入居率は低位で推移している状況でございますが、今後、一時的に町外に転出している方で、大槌町に戻ることを希望される方ですとか、現在、仮設住宅に入居しているものの、冬期を迎えるに当たりまして単身生活に不安がある方などの入居も予想されるところでございます。地域包括支援センターや社会福祉協議会の生活支援相談員による相談、また訪問支援活動なども通じまして、援護を要する高齢者の実情把握に努め、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、浪板地区におけるサポート拠点の設置についてでございますが、さきに申し上げましたとおり、現在、高齢者等共同仮設住宅を活用いたしまして、サポート拠点としても事業展開をしていただいているところでございます。これは議員ご指摘のとおり、委託先法人のご協力をいただきながら、まさに地域の実情に応じた柔軟な対応を実現している一つの成果というふうにも認識をしておりますが、今後とも利用者のニーズに対応いたしまして、運営にご協力いただいている関係者の皆様の意見もお聞きをしながら、改善すべきところがあれば、さらに県と協議してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） これから本格的な冬期を迎えるに当たっての具体的な取り組み、支援策についてお答えいたします。

冬の寒さを迎え、高齢者の方々等が住宅の中にいる機会が多くなり、孤立、引きこもりなどが懸念されますので、冬期間の福祉サービスの充実が非常に必要であると認識しております。現在、社会福祉協議会の生活支援相談員や保健師などが相互に連携を図りながら、それぞれの立場で訪問活動を実施するとともに、サポートセンターなどによる地域活動などを通して見守り活動を実施しておりますが、さらに住民の相互交流、例えば高齢者の方々の安否を旗で確認し合う「はだっこ運動」の展開や、地域の皆様がお互いの郵便物などをたまっていないかなどを見ていただくことなど、地域主体の見守り活動の展開も重要になるものと考えております。このことから、集会所や談話室を交流の場として利用していただくなど、地域のコミュニティー活動を促進しつつ、町民の皆様のお力をかりながら見守り活動を強化してまいります。

次に、消火器の設置についてお答えいたします。

消火器の設置につきましては、岩手県では当初集会所や談話室に設置したほか、仮設住宅1棟に1本設置しておりましたが、各戸の火災予防に必要であるということで、11月初旬から業者を通じて各戸に設置を始めており、12月中に全戸に設置予定としております。今後は、仮設住宅の方々と消防署との連携で消火器の使い方など、火災予防訓練を通じて防火活動に努めていく所存でございます。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。

○2番（芳賀 潤君） それでは再質問に入ります。

まずは復興計画につきまして、町長の方から12名の有識、見識者を集めて提言をいただいたというようなことでございますが、今の答弁ですと、全部ですかね、この全部を取り入れて、いろんな復興計画の中軸として検討をこれからも進めていくのか、それとも、最後に「提言は考慮していく」という表現をしました。考慮するというのは、提言をそのまま受け入れるのではなく、町としてもう一回もみ直して、さまざま関係分野の中から優先順位を決めながら、最も将来、住民が待っているのは、最も将来もあるんでしょうけれども、今今のことも不安なわけですよ。そういうメッセージを発することが大事だと思いますけれども、今後どのようにこの提言を生かしていくのかについて、町長の見解をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今、町民の皆さんが、関心が高いところの災害危険区域の指定だとか、あるいはもとの土地に家を建てられるかどうか、あるいは店舗を持つことができるだろうか、そういう関心が高いわけでございますが、今回の大槌町復興まちづくり創造懇談会の皆様方に私の方からご提言をいただく視点としては、将来のまちづくりについてどうあるべきなのかということで、中立的な視点から考えてほしいということで開催したわけでございます。そうした中で、先ほど質問にお答えしたようなご提言をいただいて、それは即この復興計画に盛るものと盛らないものがあるわけでございますが、復興計画の中に取り入れなければならないものについては取り入れ、そして将来的なまちづくりの視点から考慮しなければならないことについては、復興計画とあわせながらこの事業について検討をさらに加えながらまちづくりに生かしていきたいと、そのように考えておまして、いずれ復興計画に盛るものと盛らないものが出てまいります、将来的なまちづくりに対して生かしていきたい、このように考えているところでござい

ます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） その答弁でひと安心しました。これを全部復興計画の中に入れる
ったら物すごいことなわけですよ。なので、この中からある一定のもの、本当に住民
が今今必要になるものをチョイスしていくということで、安心をしたところです。

復興という二文字は簡単なんですけれども、町長はどういうふうな考え方を持ってい
るか。私は、復興というのは、まずは町が計画なりの概要を住民に示して、それが、住
民がハード面、こういうものをつくるよということもそうですけれども、やはり心の安
心というか、いろんな被災者がおります。家族を失った者もあれば、財産を失った者も
ある中で、考えるときに、復興というのはやはり目の前に何か光を見せてほしいわけ
ですよ。なので、有識者の検討会、さまざまな専門分野の検討会も大事なんですけれど
も、住んでいる人たちのことを考えれば、何か希望が持てるもの、それが復興なんだと。箱
ものをつくったり、いろんなものを整備するのは、それは形上の復興ですけれども、住
民がやはり仮設で不便な中、生活しているんですけれども、その中でもやはり町の発す
るメッセージで何となく希望が見えてきたなというのが復興の一步になるというふうな
考え方をしていますので、どうぞそういうメッセージを復興計画の方でも、今からま
とめになるんでしょうけれども、そういうメッセージを発していただきたい。

そういうふうにメッセージを発するのに私が思うのは、ただ単純にはないですけれ
ども、やはり建築制限なんですよ。 「もとのところに移れんだべか」という話をよく
聞きます。確かに津波では流されたけれども、いろんなシミュレーション計画の中で、
ここはかさ上げをしないんだと言われていているところ、正式決定ではないものでして、各
地域でここはもうかさ上げしなくていいとか、堤防をつくるのであれば浸水は2メート
ル以上しないとかという地域が出ているわけですよ。それらについて、建築制限につ
いて、答弁の中では早目に災害区域指定の検討をしていますというような答弁ですけれ
ども、ここについて、検討はいいんですが、行政項目ですからいいんですが、いつまで
に町として「いいよ」とか「悪いよ」とかということが具体的にお答えができるのであ
ればよろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） 計画いつ発表できるか含めまして、現在、検討を進めている
ところです。

- 議長（阿部六平君） 芳賀君。
- 2番（芳賀 潤君） だから、検討はいいんですよ。いつごろまでにか、復興計画は12月末までに決めたい、計画がある程度あらあでも決まるのであれば、そういった建築制限はこのエリアからかけないからいいですよというメッセージをいつまでに出すことができるかということをお伺いします。
- 議長（阿部六平君） 復興局長。
- 復興局長（菊池 学君） 繰り返しになりますけれども、その時期についてもただいま検討中でありますので、それも含めて検討したいと思います。
- 議長（阿部六平君） 芳賀君。
- 2番（芳賀 潤君） 確かに、いつまでと言われれば、いつまでにやらなくちゃいけない義務もあるでしょうけれども、先ほど申したとおり、被災されて家を流した人もそうですけれども、地域でいろんな話し合いをして、ここから上の住宅地は流されたけれども、ここから盛り土は要らないんじゃないかとかというものもあるわけですよ。それも、この前の段階で全部地域の復興計画会議は終わったので、せめて年度末ぐらいまでには、ここから上の住宅は流されているけれども、こういう計画があるからもう建てていいとか、そういうことを言わないと、いつまでも「いつまでいれんだべ。2年だべか。3年だべか」という話になって、「おらは建ててえな」というのもあるし、直している人もある。そういう中で、そのメッセージが遅れば遅れるほど復興計画に支障が出るのは明らかなわけですよ。なので、せめて年度末ぐらいまでにはそれを町長の方から発表してほしいと思いますけれども、町長の所見を伺いたいと思います。
- 議長（阿部六平君） 町長。
- 町長（碓川 豊君） 先日、第2回目の地域復興協議会の案がまとめられまして、提案をいただきました。その中には、防潮堤が現状のままでもいい地域と、14.5メートルでいいという地域があるわけでございます。一つは、船越湾についてのユニット、そして大槌湾についての一つのユニット、山田町、釜石市の関連もあるわけございまして、これから先、未来永劫続く大槌町の将来的な視点から考えた場合、今、質問に対して、いつとかというふうな感じで防潮堤の高さ等についてなかなか申し上げられないところもあるわけございまして、いずれにしても専門家等からさらにご意見をいただきながら、その上で今、国会で建築等を制限するための関連法案が審議中でありまして、そして、その成立後、区域を指定する県の動向等も踏まえながら、最終的な計画を決定次第、速や

かに建築制限を図られなければならないと考えておりますが、復興計画の中で建築制限をしなくても、したこととなるようなまちづくりというか、そういう考え方もあります。それは、例えば野球場を配置するとか、公園を配置するとかということによって、その地域の土地利用が決まるわけでございます。そうした視点から、建築制限の39条の指定とか、そういった土地利用の考え方も含めながら、この復興計画の中でそういった土地利用を示しながら町民の皆さんに示していきたいというふうに現段階では考えております。いずれにしても、専門家等の意見を踏まえながら慎重に判断してまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 専門家の意見も両極端ですがね。極端な話、大型堤防建築派と海が見えるまちづくり派があるわけです。同じ東京大学の中でも意見が二分しているというふうにも聞きます。その中で町がどちらを選んでいくかという話ですよ。そのために地域復興会議をやっているわけです。

最近、12月2日と3日に赤浜地区が岩手日報に載りました。非常に積極的に取り組んでもらって、自分たちで模型つくってもらって、ここからこうだ、ここは高くして県道をつくってみたいとか、すごくいいものがある。ところが、それを国と協議する段階で大型堤防ありきのような記事を見ると、この記事にもありますけれども、それは予算削減になる。堤防をつくる予算で堤防をつくらないのであれば、地域のために使ってもいいような感じを我々は受けるけれども、予算の出どころが違うので、それは減らしますよという話ですがね。じゃ何のために地域懇談会をやったんですか。そういうのが見えるのであれば、最初に大槌町のAプラン、Bプラン、Cプランを出して、これでいきいから、これについてパブリックコメントを欲しいとか、これについて話し合っほしいというのが筋だったんじゃないですかね。地域で白紙のまま、どんなまちづくりがいいですかと言われて、4回我々もやりました。半分以上が堤防の高さの議論なんです。やはり安心と安全だと。そうすれば、コーディネーターの先生方も、毎回見解が変わるわけではないけれども、今、流された、壊された堤防をまず復旧しますと。そんなことをするんだったら最初から12メートルつくってくれよというのが住民の意見ですかね、堤防かさ上げ派があれば。とりあえず復旧して、その後でそれプラスにしていくなのか、それからどけて12メートル、14メートルつくるのかというのはこれからの検討だというわけです。だから、住民は自分のまちですから一生懸命地域のことを考えてやる

ものの、実際答申を出して、そしてこういう新聞記事を見ると、じゃ何だったのかという話になるわけですよ。なので、机上にまとめるのにはかなりのエネルギーも使うし、すべてがいいということはないと思うんですけども、さっきの建築制限の話じゃないんですけども、光が見えないような復興、復興って、もう9カ月ですからね。確かに役場の体制のことはあるかもわからないけれども、住民、皆さんもそうですけれども、9カ月たっているわけですから、やはり何かかにか明かりの見えるようなことをメッセージとして発してほしいと思います。その点について、もちろん議会の方でも復興計画の提案があってそれで審議をするんでしょうけれども、何かやはり、あらあでも12月に町長は発表すると言っているんで、その発表を聞いた住民がそれで光を持てるかどうかです。「なに、決まってることだったら聞かなくてもいいか」みたいなことにならないように、きちんとしたメッセージを発信してほしいと、そのように思います。

続きまして、地域経済のことについて伺います。

今のような話で水産業について云々という話を聞きますと、本当に一生懸命やられていることとは感じますし、漁協さんに聞いたところ、町の方とも県の方とも同じテーブルできちんとコミュニケーションをとっているということを聞いております。その中で、こっちに工場を所在する組合に加盟する2社の設備設置について補助を行っておりますという答弁がありました。その2社というのはどこどこなんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 団地組合等に参加している伊藤商店さんとTRSさんです。（「TRS」の声あり）はい、吉里吉里の。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほどの計画策定のあり方についての質問があったわけですが、私としては、やはり地域の住民が自分たちのまちがこれからどうあるべきなのかを考えさせることが非常に大事ではないかなと思っております。その上で、まちづくりは安心安全な視点から今回住民の皆さんが車座になって話し合ったということは、自分たちの安心安全なまちづくりをどういったところがどうあるべきなのかという視点から議論したということは大変有意義なことであったのではないかなと思っております。

それで、この計画について、最初から決まっているということであったのではというような趣旨のこともありましたけれども、私とすれば全く白紙の状態で地域の住民にまづもって考えていただいて、その中で技術的な視点等から専門的な意見等を踏まえなが

ら落としどころを考えていかなければならないのではないかなと。それがやはり協働のまちづくりというか、計画のプロセスではないかなと思って、今回このような手法をとった次第でございます。以上です。

- 2番（芳賀 潤君） 町長が答弁に戻りましたので、それについて、確かに住民が自分のまちづくりについて話し合うというのは物凄く有意義なことです。それはわかります。だから、その有意義な場を与えたわけですね。ただ、話をして「有意義だったね」で終わるんじゃなくて、それを計画に落としてほしいから町民は意見を言ったわけですよ。ところが、言ったら、それではこうだとかというのが次に出てきたわけですね。じゃ話がどうなんだということになるんです。だから、住民意見、有意義な会議、もちろん各地域で精力的に参加されている人、でも参加されていない方もあるし、いろんな意見がちまたではありますから、そういうところで個別具体的な案件についてもあるでしょうけれども、ここはこうなんだ、ここはこうなんだと決めていけば一番いいんだろうけれども、なかなかその時間もとれないのであれば、じゃどういうふうにしていくのかと。とりあえず住民は意見を出したわけですね。それについて今度は町が答えなくちゃいけないという話になる。その答えが堤防の高さであったり、やはり上げるよとか、やはり下げるよとか、それはよかったねとかっていう話になったときに、地域で話されたことが計画反映されてないと意味が薄れてしまうということをはっきり言ってるんです。だから、地域からせっかく有意義な会議を何回かやって、地域懇談会じゃない会議のグループもやっているとも聞きますので、それをちゃんとその地域にフィードバックしたときにわかってもらえるような町の計画じゃないと、おれらの話し合いは無意味だったんじゃないかと言われるということです。だからそこを丁寧に話をしてほしいという意味で。

その産業振興の方ですけれども、大槌に会社があった2社について、鶴住居地区に、あれは仮設で移転したんですかね、本設で移転したんですかね。

- 議長（阿部六平君） 産業振興部長。
- 産業振興部長（熊谷 健君） 本設でございます。
- 議長（阿部六平君） 芳賀君。
- 2番（芳賀 潤君） 水産加工、町長も以前からおっしゃっているとおり、加工業で働く方々、非常に大きな人数でした。これが鶴住居地域に2社も行ってしまったわけですよ。そうすれば、彼らは大槌のかさ上げになっても戻ってこないわけですから、ここに至るまでに大槌にとどめる方策とか相談であるだとかというのはなかったんですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 実は5月当初から2社とも本社の方の社長を含めまして、何度か、何度というよりも十数回以上大槌の方に見えまして、その都度、土地についてはいろいろこちらの方からも説明して、協議を進めておりました。ただ、2社とも条件は、浸水しなかった土地で川に近いところで5,000坪以上という条件がございましたので、なかなか大槌の方では対応できかねたというのが現状でございます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 今初めてわかりました。川に近くて5,000坪、町内にないですね。ないのか、あってほしかったなという希望的な話になるかもしれないけれども、この小さい町でかなりの従業員数を持っているところが釜石に行ったわけですよ。釜石・大槌圏域と考えればいいんでしょうけれども、鵜住居仮設の人たちは目の前に会社ができるから、そこで働きたいなんていう話があるので、大槌にできていれば大槌の仮設の人たち、もちろんそこで働いていた人たちもある程度はまた戻るんでしょうけれども、何か残念な事例だったなということがあります。

このようにしていくと、町長が常々スピード感を持って対応していきたい、どこの首長さんも同じような発言をしますけれども、やはりそういうところに、今後、このような事例というのも変な話ですけども、やはり日を追うごとにそうなわけですよ。この前の12月3日の日報にもこうやって大槌が最多1,200人以上も転出しているわけですよ。だから、計画に戻るわけじゃないですけども、後手を踏むと、いろんな意味です、会社もそうだし、建築もそうだし、こうやってどんどんどんどん人口が出ていくわけです。それから1万人を切るような町で、じゃ町の復興でどうのこうのと言ってもなかなかそれも大変だというふうに、町が町としてある理由、状況、体制、規模があるわけで、常々言っている町長のスピード感たるものを自問自答しながらいろんな意味で関係分野と協議をしていただきたい、そのように思います。

それと、水産業の復興に関してですけども、町と、さっき紹介したように、いろんなコミュニケーションを持って漁協さんともやっているようですけれども、町の水産復興に係るところでNGOからもNPOからも支援をいただいて、うちの方にも泊まり込みで来たグッドネイバーズというNPOさんが8,300万円という巨額の支援をいただいて、定置の番屋のプレハブとかをつくってるわけですよ。あれは県の事業ではないんですよ、町の事業でもないし。NPOが定置の番屋を寄附してくれているというこ

とをもう一回再認識をしたときに、例えば国の第2次補正は成立していますがけれども、大槌漁協関連、定置網、養殖施設、それらをすべて復旧するのにどのぐらい金がかかるかといったら11億2,000万円、既に国が3分1、県が9分の4、町が9分の1、漁協の負担が9分の1、実際数字に置きかえてみると、町の負担が1億2,300万円、漁協の負担が1億3,600万円。私が言うのは、9分の1を町が出しなさいよという指定された9分の1であって、町独自の支援策について、例えば漁協が負担する1億3,600万円、ここについても大槌町が単独で上乗せをしていかないと、船がない、漁がないわけです。まずそれをつくってあげなくちゃ漁協の再興にはならないわけです。さっき来週から網が投入になると言いましたけれども、サケも不漁なようですよね、各市場さん、水揚げの状況を見ると。これは何でかなといったら、地震のせいかな、戻ってくるサケが戻ってこないわけですから。そういうのを鑑みますと、やはり町がここに積極的に、漁協の9分の1は漁協さんの方でみたいなことではなくて、町が水産業ありきだ、大事だと言うのであれば、ここに幾分までもある程度の割合で負担をしていって、組合の負担を軽減したりとかしないと、漁ができないでいる、簡単に言うと魚がとれない人がどこから金を持ってくるんだという話になるんで、そこら辺をしていきたいと思っておりますけれども、町長、どうですか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） おっしゃるとおりですが、町の方の9分の1についても、実はこれは義務負担ではございません。国の方からは逆に、町の方で9分の1支援できるだろうかというのが国・県の方から打診があって決めた金額、率でございます。漁協さんの方については、9分の1については、なかなか大槌漁協の場合、特に経費的に大変だと思うんですが、今の段階であれば町の負担をとりあえず上乗せしたという形で進めていきたいと思っています。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 阿部課長さんに一生懸命漁協に足を運んでもらったりして、いろいろ協議をしているようなので、本当にご苦労、感謝いたします。今、聞いて、私も初めて、9分の1、義務負担だと思ってました、失礼しました。義務負担ではないということ聞きまして、それでもやはり漁師が漁できないのに1億3,000万円、かなり厳しい数字です。なので、もう一回そこら辺を考えて、もう一度漁協さんと腹を割って話をして、それについて財政的に大変でしょうけれども、町長の英断でここにさらに上乗せ

を図っていただきたい、そういうふうに思います。

サポートセンターについては、もちろん門脇部長さん、専門職から来ていらっしゃる
ので、私も存じ上げてますとおりでございます。ただ、この間ですか、9月、山田の仮
設で、孤独死という発表があるとざわっとします。孤独死というのは、ちょっと福祉専
門じゃないけど、孤独死と聞いて、孤独死とは何ですかね。一般的な見解、孤独死とい
ったらどのようなことをイメージなさいますか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 孤独死ですから、孤独で亡くなったということですので、うちの
中で一人いて、だれにもみとられないで、そういう環境の中でお亡くなりになるという
ことが孤独死だと思っております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） ひとり暮らしの高齢者で、例えばデイサービスから夕方帰ってい
ったと。朝来ないから見回りに行ったら亡くなっていた、それは孤独死ですかね。部長、
どうですか、それを孤独死と言いますか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） さまざまなとらえ方があるかと思えます。ですので、例えば
お亡くなりになってから1日たって見つかった、2日たって見つかったですとか、そう
いう時間だけの話ではない。ただ、明確な定義が何かでされているわけではございませ
んけれども、広い範囲で見ればそういったものを孤独死というふうにとらえられるかな
と思えます。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 孤独死という形がすごく寂しく思うんです。だから、夕方帰って
行って、元気で帰っていったじいちゃん、ばあちゃんが、朝行って、来ないから、見守
りの人が行ってみたら亡くなっていた。私はこれを孤独死とは呼ばないんだと思います。
そんなことを言ったらひとり暮らしみんな孤独死になりますよ。だれかにみとられなが
ら終わるのは、それは理想ですけども、ひとり暮らしの人はそういうわけにはいかな
いわけですよ。なので、今後、大槌でこの冬発生するかもわからないときに、マスコ
ミさんはいろんなものを書き立てます。けれども、例えば山田の事案についても、次の
日とか2日目、時間の話もありますけれども、きちんとした、何ていうのかな、亡くな
った方の背景をだれも知らないで、「その家さだれがいたっけ」みたいなことではな

くて、やはりひとり暮らしは安否確認であれ、自治会もそろそろ全部の自治会ができて
いるのかどうか把握はしてませんけれども、県も孤独死対策について非常に頭を痛めて
いるというのが新聞を見ればかなりの割合でありますもんね。そのように認識をしてい
ただきたいと思いますので、そのひとり暮らしのサポート体制もさらに強化をして、仮
設住宅ごとに示していただきたいかなというふうに思います。

そういう中でいくと、孤独死だったり、引きこもりだったり、浪板をあえて言ったの
は、共同仮設だけで、制度というのはそういうもんなんで、共同仮設としてつくったわ
けだから、入ってない間はサポートセンターでもいいよと県が言ってくれたので幸いで
したけれども、この仮設住宅に入り出してしまうと、サポートセンターでは使えない。
ばあちゃんたちよく言いますよ、ここに人が住んでしまったら私たちは通えなくなるん
ですかという声。それが引きこもりを誘発するので、そこが（聴取不能）で行ったり、
浪板の方にも8人ぐらい、例えば6人とか7人とか入ってくるようだったら来年度で20
平米でも30平米でも貸してあげて、語らいの場をちゃんとつくれるように要望してい
だきたい、そのように思います。

あと、これは皆さんにも知っておいていただきたいんですけども、堤福社会で経営
している三陸園とからふたあは、地域が津波で流され、残った施設です。私も大阪だっ
たり、高知だったり、伊豆だったり、いろんところで講演をお願いをされて話しする
機会があるんですが、今現状を見ると、地域整備課長には常にお話をするんですが、三
陸園のところはまだ砂利道です。20メートル先は海ですよ。街灯も1本もないんですよ。
そういう中で、家族を失った者が夜勤の3交代で仮設から通っている職員、この職員が
つぶれたら大槌の福祉はつぶれますよ。そういうやはり、町長から行って、副町長さん
にも、せめて現場を視察したり、夜、どうぞ町を一回ぐるっと歩いてみてください、ど
こがどのぐらい暗いのか、異常に明るい仮設住宅もあるけれども、そういうことも願
いをしたいということです。

時間もなくなってきたので、最後ですけども、消火器の話をして最後にしたので消防団
の話をしてしまっても、前回の定例会の一般質問の中で各分団さんと話をしてくれと言
ったら案内が来て、今夜、消防署と各分団長、そこに平野総務部長さんも入るとい
うことで、すごくよかったなと思っております。どうぞ分団の意見を聞いてあげてください。
そうやって次の補正なり来年の予算計上ができるのであれば、殉職者もおりましたけれ
ども、やはり残ったものは守らなくちゃならない義務も使命もあるわけですよ。そこ

にやはり励んでいただくために、きちんとしたものをよろしくお願いをしたいと思えます。たまたま私も一部事務組合の議員としてこの間釜石・大槌地区に行ってきました。釜石消防署の建築が決まりました、鈴子地区に。大槌はといったときに、9月に既に通知はあって、大槌はまだ土地が決まってないので、計画にはできない、単純に言いますとね。そこについて、町長、いつごろまでに消防署の土地を決めていきますかね。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 総務大臣が来たときにも消防署の予算については特段のご配慮をお願いしたいという話をしたわけですが、いずれにしてもこの消防署の場所については被災前から庁舎内で検討していた経緯がありますので、いずれにしても喫緊にこの場所を定めなければならないということで考えておりますが、今、防潮堤の高さとか、あるいは土地利用の考え方も考慮しなければならないわけですが、でもやはり消防署については浸水地でないところの場所について確保しなければならないわけですが、その場所についてはやはり訓練等のことも踏まえますと消防署の方からはかなりの面積を求められております。そうした視点から、場所についてはさらに検討を加えまして、可能というか、いずれ年内にそういう協議をする場を設けながら、1月ぐらいまでには何としても場所を計画していきたいなと思っております。ただ、土地の所有が個人という場合もありますので、若干検討期間が長引くかもしれませんが、いずれスピード感を持って場所を決定してまいりたいと、このように考えております。

それから、先ほどの吉里吉里地区の福祉の施設の方に行く道路が未舗装だという話があったわけですが、その舗装についても計画をしておまして、年内に舗装する手順としております。

○議長（阿部六平君） 芳賀君。

○2番（芳賀 潤君） 今、消防署について1月ぐらいまでと。以前、震災前にやっていた議論というのはリセットだというふうに思いますし、議員の中でもそのような考え方も多い。事務組合も6人出ていて、現状が13名という議員構成の中で、やはりこれは積極的に決めていきたいというお話もありますので、ただ、それが9月に町の方に投げかけられている通知すら我々の手元に来たのは最近なわけですよ。言葉で言うと議会軽視となるんです。だから、そういう情報提供があったと、議員の方でももんでおいてくれやみたいな抽象的な話でもいいんですけども、やはりそういうのをお話ししていただければ、議会と行政側が両輪でという話になるわけですよ。何か行政当局だけでもんで、

議会には報告で「賛成か反対か」みたいなことをすると、それは両輪とは呼ばないんだと思います。定数が13で、いろんな考え方がありますがけれども、やはりそういう中で両輪で行かなくちゃならないので、十分に思いますので、議会軽視にならないようにしていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 芳賀君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩します。

休 憩

午前11時00分

○

再 開

午前11時10分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

小松則明君の質問を許します。ご登壇願います。

○7番（小松則明君） 新生会の小松則明でございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問に入らせていただきます。

さて、先日、12月4日には大槌町地域復興協議会全体会議の発表がなされ、大方の地域の案ということで皆さんの方から各地の案が出されました。この短い間に大槌の町民の方々もご苦労さまで言いたい気持ちでありますし、これもまた町長を初め町職員の方々のおかげだと思っています。しかしながら、この先、各地区の要望を踏まえ、どのように大槌町のまちづくりをするのが、これが最大の使命だと思っております。私たち議員もこの復興について先を見据えた大槌をつくるというふうに、いま一度心を一つにして誓うものであります。

では、通告に従って質問に入らせていただきます。

質問1といたしまして、この大震災後、早期に仮設住宅から住民本来の生活に戻るために、日夜、町当局を初めとする復興委員会など、将来の大槌町を構想しているわけですが、その中で災害公営住宅についてお聞きします。

前回、当局の回答の中では750、県が500、町が250という公営住宅の数の回答がありました。それも4日のあれで直すよということを言いましたが、ここは議場の場なので、再度お聞きします。

それから、質問の2として、災害公営住宅に住む住民入居に対する当局の方針、これは仮設のときも当局の方針がありましたけれども、その当局の方針でやるのか、今回は指向を入れて方針がちょっと違うよ、こういう面が変わるのかというのをお聞かせいた

できます。

質問の3といたしまして、大槌町災害事業者の支援など、他の市町村では独自の対策をしているようですが、大槌町当局では何か考えはありますか、それをお聞きします。また、その中でも、町の町税滞納者には補助、支援が行われていないようですが、事実なのか、これについてもお聞きします。

大きな4番として、大槌町では生活保護世帯が多いです。その中で、義援金収入により県内110世帯で生活保護が停止された、沿岸では51世帯が停止されておりましたが、大槌町では義援金収入により生活保護が廃止された例があるのかということをお聞きします。

以上でございます。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 小松議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の災害公営住宅の建築戸数についてでございますが、本年7月ごろに岩手県建築住宅課が実施いたしました仮設住宅入居者に対するアンケート調査によりますと、大槌町での災害公営住宅は750戸の需要が見込まれているところでございます。しかしながら、この調査は仮設住宅への入居当初に実施されたものでありまして、現時点での入居者それぞれの考え方については変化しているものと思ひますし、需要戸数は変動しているものと思われまふ。したがいまして、今後、町で行うアンケート調査等の結果により建築戸数を確定してまいりたいと考えております。また、被災した住宅2,360戸の災害査定が終了してありますが、アンケート調査等の結果を踏まえまして、適正な戸数を確保してまいりたいと考えております。

次に、災害公営住宅の住民入居に対する方針についてでございますが、現行制度では災害公営住宅の入居要件といたしまして、災害により甚大な被害を受けた区域内に居住し、住宅が滅失、いわゆる全壊、全焼、全流失した方が対象になるとされております。また、災害発生の日から3年を経過するまでの間については、同居親族要件や収入基準要件を不要とする特例措置がとられているところでございます。現在、東日本大震災復興特別区域法案が国会で審議されているところでありますが、その中には入居基準の緩和措置についても含まれているところでございます。具体的には、被災地における特例措置の期間を3年から復興推進計画に記載する公営住宅の建設に要する期間まで拡充するというもの、また滅失となる被害の程度について、大規模半壊等で通常の修繕では居

住することができない等の理由によって、解体することを余儀なくされたものが追加されているところがございます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） 続きまして、ご質問の町独自の被災事業者支援策についてお答えいたします。

当初、国等による商工業に対します災害復興支援策が中小企業グループ補助金以外に皆無であったことから、町内事業者の事業再開支援が必要であると判断いたしまして、町による独自の対策としまして補助事業を実施しております。その主なものとしまして被災事業者再開支援事業というのがあります。これは事業再開に要する設備費に対しまして、必要な資金の2分の1以内で、事業の事業者に対しましては上限50万円、中小企業基盤整備機構の仮施設に入居した事業者に対しましては30万円を上限としまして助成しております。もう一つ、移動販売車購入事業におきましては、保冷または調理の機能を搭載している車両に対しましては100万円、その他の移動販売車両に対しましては50万円を上限としまして助成を実施しております。

それから、町税の滞納事業者についてでありますけれども、こういった町独自の補助金という性質上、納税要件は必要であると考えております。また、大槌商工会が所管しております、さんりく基金の被災地域産業再生事業というのがありまして、これも同様な補助事業でありまして、こちらの方は特に納税要件というのが設けられておりませんので、こちらは商工会と調整しながら、支援を受けられない事業者が出ることがないよう努めてまいります。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 生活保護世帯についてお答えをいたします。

生活保護は、憲法第25条の理念に基づきまして、すべての国民に最低限度の生活を保障する制度でございます。国が定めました保護基準と当該世帯の収入とを比較をいたしまして、その不足分につきまして生活費ですとか住宅費ですとか教育費ですとか、そういったものを支給する全国一律の制度でございます。

お尋ねの生活保護受給世帯に対する義援金につきましては、国から取り扱いの基準が示されておりました、その全額を収入として認定するのではなくて、災害によりまして失った家財などの財産を取得するための費用を初め、例えば将来的な就労を目指す際に必要となる運転免許の費用ですとか将来的な子供さんの教育費など、いわゆる世帯の自

立更生に充てられる額につきましては収入認定をしないという扱いが認められているところでございます。これらの自立更生に充てる費用を控除いたしましてもなお残額が生じる場合につきましては収入として認定することとなりますが、当町を所管いたします沿岸広域振興局によりますと、震災後10月末までに義援金等を収入認定したことによりまして生活保護が廃止となった世帯は53世帯と伺っているところでございます。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。小松君。

○7番（小松則明君） 災害公営住宅の件に対して、特に、再度アンケートをとってやるということで、本当に災害当時、現時点の仮設なんて、本当に正気というか、災害、意識の中で今の自分の立場を踏まえて、そういうときは意気込んで自分たちが本当に建てると言うけれども、じゃ建てるのに何が必要か。お金ですよ。そういう面でまず住宅という面を増やすということは本当に私もありがたく思っております。それによって住民に対しても、ちゃんと自分たちが入れますよという、これについては安心感を得ることだと思っております。

もう一つ、この中で、入居に対する方針の中であって、大槌町は震災直後に仮設住宅を無我夢中で作りました、いろんな場所に。そして現在に至っているわけですが、入居に当たりコミュニケーションをつくれたのかということで、いろいろ（聴取不能）1回目の話が頭を殴られるような話で、大槌町の地域のコミュニケーションがばらばらになって崩れてしまった。その上で何が起こったかということは、皆さんも知っており、せっかく助かった命をなくしてしまいました。本当はこれほどこのいろんな場所でもあったそうです。阪神でもいろんなところでもあった。

そこで、これから大槌町がつくる災害公営住宅について、今、離れ離れになっている地域の方々をそこに集約できないものか。そうした場合、本当に今離れ離れになっているんですけども、会いたい、昔のように隣同士で住宅でもいいから会いたい、すぐ隣でお茶飲みでもしたい。現に、仮設住宅でコミュニティーという話を言ってますけれども、じゃ実際やっているのか、ほとんどないです。ボランティアとか、そういう者が来たとして、「うーん」というような感じが出ているのが実情だと思います。だから、町長、本当にこれは町の決定事項としてお願いしたいのは、昔の部落間のきずなというのが大槌は強いです。大槌町は特に、町全体でも強いけれども、各地域の部落間というのはもつきずなが強いです。そういうのを住宅に集めるという言葉が言ってくれば、今離れ離れになっている老人の方々、それにとんでもない希望を与えたいと思いますが、

どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） ご質問のとおり、大変仮設住宅のコミュニケーションが崩れているということに対しては本当に心痛むところがあるわけですが、以前にも地域復興協議会の中でもいろいろと公営住宅についての話もあったと聞いております。公営住宅について、仮設住宅について話があったと聞いております。特に学区が変わったとか、あるいは世帯分離をしていたがために地域が変わった、離れた場所での仮設住宅ということがネックになっているということ、それは抽選の結果ということなわけですが、今現在、仮設住宅が24戸空き室があるという報告を受けておりまして、私も国・県に対して、崖崩れ等もあって何とか仮設住宅がもっと必要なんだということを再三申し上げてきたところでございますが、山田町も同じように仮設住宅が少ないということで、歩調を合わせながら話をしたりしたわけですが、1戸四、五百万ということで、10戸で5,000万円、100戸でという感じになってきますと、かなりの予算が必要だというような話等もございまして、なかなか、何ていうか、被災者の皆さんがコミュニケーションがまとまりやすいような地域ごとの配置というものがなかなか難しいわけございまして、私とすれば、一つのプール化して配置というのは24戸の中で大変難しい状況でございますので、やはり公営住宅を一日も早く建設をして、そしてその中で建てられる場所から建てながら、空き室が出たところでコミュニケーションが図れるような地域ごとというふうなことも視点に置きながら、早期にいずれ公営住宅の建設に意を配してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。本当に、町長、これから建てるという県、町の公営住宅、その大きさはどのぐらいというものに対しては、まずこれからの復興の中でいろいろあると思いますので、それまで、奥までは突っ込みませんけれども、この本当にコミュニティーという話で、町だけでなく、私たち議員も遠慮してたのかなと。だから、私たちにも責任あるんですよ。だからこそあえて本当にお願いしたいんです。まず、町長のお言葉を聞いたので、早速、じいちゃん、ばあちゃんとか、そういう学校離れた子供たち、親、そういう方々には安心しろと、最後には家、自分で建てない人、建てれない方、そういう方には地域に考慮するよ、新町長がそう言ったと、それは議会の場で話したから、これは実行するぞということで、強くそれは話していきますので、

よろしく願いいたします。

それから、大きな2番でございます。

この災害事業者支援、この支援に対してはいろいろなものがあるというのは承知しております。この事業者、災害して被災しながらも、町内の商業、工業の皆さんが営業を再開している。こうした中、近隣市町村の中では、町の義援金の中から頑張れよということで、義援金の中、幾らですよ、その金額については言いませんけれども、渡しているところもあるんです。強いて言えば山田とか、そういうところもあります。金額は有無は言いません。ただ、大槌町に残って、被災して財産もなくされ、事業自体も壊滅的なところに、じゃ何がかかると、再建するには何ですか、それはお金です。町もバックアップをするということが大事なんですけれども、その中で、すぐ出せるお金、当座、小さな金額だとどうなるかわかりませんが、そういう近隣市町村が出した、そういう義援金の中から支給というのは町自体考えておられるかお聞きします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） 義援金につきましては、町として義援金の配分委員会を立ち上げて、今後検討というふうになると思いますが、他市町村、確かに山田町さんの方では事業者支援に使っている例もあるようですから、そういう事例等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 局長、検討という言葉は、私は大嫌いです。検討という言葉は、昔から「検討いたします」「配慮いたします」、検討といえば、すぐ熟考するというのが検討ですよ。検討いたしますと、じゃそれをいつまで、さっきも他の議員が聞かれましたけれども、いつまでにやりましょうと、検討でなく、すぐやりましょうねという心まで言ってほしいです。約束というのは守らなくちゃならない、これは人として生きる道でございます。検討と言ってそのまま流されれば、川はありますので、どんぶらこ、どんぶらこ流れていくかもしれません、一寸法師ではありません、私は。そういう中で、やはり検討ということでなく、すぐやりますと、もう一度お言葉を言ってもらえますか。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） できるだけ速やかに進めたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 本当にありがとうございます。このように、やはりこういう言葉が本当に私たちの力になります。力になって、そうすると町に対して私たちもバックアップしましょうと、それが議員であり、検討、検討、検討、配慮いたしますで、そういう言葉をやるとうっぶんがたまって、それをどこにぶつけたらいいんだ、言葉に出ます。言葉は屈辱的な部分も、本当に言葉の暴力という言葉もありますので、私は優しく言いますので、時間ないので早く終わります。

次に、町の滞納者に対する回答ですが、補助金の性質上、納めないのは……。納めなければならない、これは義務です。でも、3月11日時点で震災を受け、家流される、店流される、何もない状態の中で、出せないよという中で、町税滞納者、免除申請とか納期の延長とかをしてからその申請を受けるというのは可能なんでしょうか、よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（熊谷 健君） そこは税務の方の担当課と詰めてからご回答いたしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） 税務の担当課、この中にはいないですから、ここの中でも議論ができます、時間が早く終わるので、ですけども、そこまで私は聞いて、答えがなくちゃだめなんですけれども、意味があるんですけれども、どうでしょう、方向性だけでもいいです。よろしくお願いたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） そういうお話は聞いております。その部分については産業振興部の方ともきちっと話をしてない状況ですので、早速、早急に打ち合わせをして方向性を決めたいと思います。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） やはり聞いてみるもんですね。さすが総務部長でございます。部長ははっきり私のすばすばと（聴取不能）しております。

そういう答えが出ましたので、この生活保護世帯の義援金について回答いただきました。53世帯、生活保護が受けられなくなるということで、義援金というのはそもそも収入には含めない、ここにも厚生労働省社会援護局保護課という、私も会ってまいりました。その中で、自立更生という言葉が出てますね。自立更生に充てる費用を控除しても

なお残が生じる場合、収入とみなす。この自立更生とは何か。自立、他人からの支配、助力を受けずに存在すること、更生、精神的、社会的また物質的に立ち直ること、二つを合わせて自立更生。この生活保護を受けた方々、いろんな噂もあります。生活保護を受けて楽してるとか、そういう方もいますけれども、ある一部、本当に困っている方もおります。その中で、まず簡単にお聞きしますけれども、この生活保護をもらっている方々は自分の持ち家じゃないんですよね。大概借家とか、そういう中で流されて、家財もなくなった。小さな仮設の中に入って、じゃ物を入れよう、あそこの仮設の中に物が入るか。その中で、じゃ物を買そろえるにはどうしたらいいんですかということになれば、このような自立更生計画書なるものが出てきた。じゃそれは何ですか。給付された義援金、災害慰霊金、被災者生活支援金などいろんなものを書き込む。ばあちゃん、じいちゃんは難しいですよね。その中で書いてあるものが、被災者の被災状況、意向など十分に把握し、一律機械的な取り扱いを行わないようにという。つまりいろんな方々がいる中で、その内容を聞いて、優しくその人に合ったように手助けをしながらするんですよということについて、いろんな話を聞きますけれども、実際、機械的でなくそれは実施されたと思いますか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 生活保護につきましては、先ほど申し上げましたとおり、大槌町につきましては沿岸広域振興局、県の自治体ということになりますので、生活保護取り扱い基準に直接かかわることはございません。ですが、ケースワーカーさんが各世帯に担当がついておりまして、私も今回、ご質問いただきましたものをまずきっかけといたしまして、振興局さんの方に実際はどういうふうな対応をされているか、きちんと確認をさせていただきました。その中で、今、議員ご指摘のとおり、多分同じものをご覧になっていると思いますが、国からの通知もきちんと出ておりますし、振興局さんにおきましてはそれ以上の対応をきちんとやっておりますよというふうに伺っております。具体的に申し上げますと、それぞれの世帯につきましては、自立更生といたしますのはその中身はさまざまでございます。自立と申し上げますのは、あくまでも生活保護から脱却をするということだけではございませんで、今後受けながらでも今までよりも少しでもよりよい生活ができるというふうなことに使わせていただくものにつきましては自立更生というふうな取り扱いをしていただいているところでございます。ですので、今回、議員ご指摘いただきましたとおり、お答えをしますとすれば、きちんとした対応をし

ているというふうに聞いております。保護が廃止になりました後も振興局さんの方で個別の世帯は訪問していただいたりですとか、通常は廃止になりますと家庭訪問しないということでございますけれども、そういった対応をきちんとしていただきながら、状況に応じて、その生活状況を見きわめながら、改めて例えば廃止になった世帯に対しましても今後の申請のご助言申し上げますとか、そういった対応をしておりますよというふうに聞いておりますので、私の段階といたしましてはきちんと対応していただいているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。次に質問しようかなと思っていることを先に言われたので、私はたじたじでございます。まず、部長、本当にそういうお言葉をいただいて、本当に見ると生活用品とか自立（聴取不能）とか、もろもろもろもろ書いていただけれども、どのぐらいじっちゃん仮設に入るのかと（聴取不能）。そこで、この大災害の中、生き残った方々、その中で生活保護を受けている方々というのは一番弱い立場であります。それで、今回53世帯の方々が一応打ち切りになる。義援金その他のお金というのはすぐなくなるんですよ。なくなった時点で、これは再度申請なる、この申請なるものが長期間になるのか、前の申請だと義援金もらったのから、すぐ転換で許可というか、また生活保護に戻れるのか。ただ、その中でもあれですよ、私が言っているのは、働けるのに生活保護をもらっている人間もいないとは限りません。その中で、私は弱い方の立場の本当の生活支援を求めている方々についてだけお話ししているつもりです。そういう場合、この震災よりもっと生活保護の世帯は増えるでしょう。その中で、前のおばあちゃんたちがこれから切られますよ、切られたよ、またもらえますよ、そういう手続上のやつ、部長、経験者ですから、県の方ともいろいろ折衝なさっていると思いますけれども、そういう期間の数多くのもがあると思います。そういう中で、どうなんでしょう、短く、端的に、そうですね、やりましょうと、その短さはどうでしょうか、長くかかるんですか、短く短縮で簡素化しているんでしょうか。お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 生活保護につきましては、個々のケースによって当然、取り扱いが違ふというふうになるかと思えます。ただ、一度保護を受けていらっしやった世帯が義援金等で廃止になりまして、さらに申請をするということになりますと、通常

ですと保護の申請から2週間以内に決定をしなければならないことになっておりますので、ただ、今回の場合につきましては当然前の記録がきちんと残っておりますし、状況の変化というものもある程度保護の実施機関の方で担当しているわけですから、期間の短縮は当然のことながら可能というふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 小松君。

○7番（小松則明君） ありがとうございます。これは本当に2週間という期間というのは、実際、私、勉強不足でわかりませんでした。ただ、この2週間でおばあちゃん、ちゃんとお金なくなって、ただ、病院の方、ちゃんと今、例えば病院費ただだけれども心配すんなどということもまた大きな声で、だから負けないで生きろと。本当におばあちゃんも子供たちも、今、この災害でここの中にいる方、あの災害の中で本当に生き延びた方々です。流されてそのまま生き残った方々、いろんな方々がいます。その方々の英知を結集してこれからの大槌町をつくってほしい。それがこの町であり、議会であり、最終的にはこの中から決断を（聴取不能）と思いますけれども、本当に町長、これから大変な最終段階に入っています。肉付けもあります。また、いろんな方々、中央のプレッシャーもかかると思います。そのときは議員全員を連れてでも、むしろ旗を持って車で行くというのを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも勝手なことを言いましたが、ありがたい答弁、ありがとうございました。

○議長（阿部六平君） 小松則明君の質問を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

休 憩

午前11時47分

○

再 開

午後 1時00分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

阿部俊作君の質問を許します。ご登壇願います。

○5番（阿部俊作君） それでは午前引き続き質問させていただきます。これでは余りごちゃごちゃ書き過ぎましたので、スピード感を持って、ご協力よろしく願ひします。

アンケートということで質問いたしましたけれども、これはみんなでこの町をつくるという、気持ちを一緒にしたいという思いから出した質問の一つでございます。

大槌町の復興計画は、今まで以上に進歩、発展させていくために策定されるべきだと思うのは皆さん同じ気持ちだと思います。願ひは同じであっても考え方や思いはみんな

それぞれ違います。その違いを乗り越え、一つになって町を再生復興させるには十分な話し合いや交流が必要だと思いますが、仮設住宅に入居するに当たり、今までの地域性や避難所生活が分断され、新たにまた人と人とのつながりを構築しなければならなくなりました。前回の質問で、早くコミュニケーションがとれるように行政が中心になってはどうかと申し上げました。皆さんがそれぞれの思いや考えを出し合うことはすばらしいまちづくりの第一歩だと思います。私は地域協議会のみでは十分だとは考えておりません。話が出やすく小グループに分けた話し合いやアンケートも必要と思いますが、今回はとりあえずアンケートの実施の考えがあるかどうかを伺います。

2番目に、文化財について質問いたします。

今度の津波によって文化財審議会委員長の蛇口さんが亡くなられたと聞きましたが、審議会委員の皆さんの安否はいかがでしょうか。審議会が開催できる状況にあるかどうかをお伺いいたします。

「ローマは一日にしてならず」と言われるように、大槌も長い年月を経て今日に至っております。その歴史が産業や文化をつくり、この町を形成したものと思います。もともと大槌にあった書籍や仏像などはその価値が高く、盛岡、遠野を初め全国で指定文化財や重宝の扱いを受けております。文化財は学術的に貴重であることはもとより、観光資源としても、また心の財産として大事なものであると思いますが、行政としてはどのような位置にあるか、復興にあわせてお考えを伺います。町の文化財についてどのようなものがあるか、また被災した文化財は何々であるかお教えてください。町の復旧にかさ上げなどを考えているようですが、その際に影響を受ける文化財の数と対応をどのようにするか考えをお聞かせください。

金沢には金を採取した遺跡、道具、書籍など関連した文化財が数多くあります。小鎗には鉄に関した遺跡、書籍、民話など、同じ町内にありながら多種多様の文化財があります。漁業に関する文化財は町内のものは多くが被災してしまい、まことに残念に思いますが、まだ残っていると思います。こうした文化財は大槌全体の復興の大きな力になるとは思いますが、いかがでしょうか。復興計画の中にしっかり文化財を組み込むべきと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

三つ目に、小中一貫校、前回通学バスに（聴取不能）けれども、通学バスについて伺います。

今、小学校と中学校で通学距離区分が4キロと6キロに分かれてバスの利用区分とな

っていますが、小中一貫校になった場合、中学校に入った場合、通学体制や通学バスの利用区分はどうなるのかお尋ねします。

そもそもこの通学バス利用距離区間は、国の補助対象になるかならないかのみであつて、6キロということですが、子供たちの通学の利便性を考えた距離とは言えないものであると思います。このたびの津波災害において家族を失い、支えを失った子供たちは唯一の機動力は自転車です。冬に入り、路面凍結や歩道の整備の遅れ、明かりのない、人のいない道など危険が増大しています。大人に例えても快適な通学通勤環境とは言えないと思いますが、町としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

大槌町では小中一貫校導入を検討しているようですが、導入の目的について伺いたいと思います。一貫校には幼小、小中、中高、あるいは幼から大学、そして併設と連携など多様な形態があり、システムやカリキュラムが全く違うわけですが、どの程度検討なされているのか、保護者、教師、行政との連携はどのようになっているかをお伺いいたします。

次に、復興計画の中の地域割りということで、3月11日の巨大津波災害で、小鎚、金沢地域は被災者救援に少なからぬ力を発揮し、貢献したと思っています。科学が発達したとはいえ、災害はいつどこでどのように起こるかわかりません。町全体が支え合うということはとても大事なことであります。地球温暖化の影響と思われる熱波、豪雨などが最近頻繁に起こり、千年に一度の災害とは言い切れない災害の懸念もあります。さまざまな災害を検証し、想定しながら、地域の持つ特性を最大限に生かしていくべきで、復興計画の中に地域の持つ特性をしっかりと位置づける必要があると思いますが、町としてのお考えをお聞きします。

最後に、町道小鎚線についてお聞きします。

桜木町境の清水地区の土砂崩壊の復旧の見込みについて伺います。

5月15日に発生した崖崩れによって町道小鎚線が今なお通行止めになっておりますが、復旧がかなり遅れていると思いますが、その原因は何かあるのでしょうか。復旧の見込みはいつごろになるのかお伺いします。

この道路の通行止めは、小鎚川右岸の道路がこれから寒くなり、凍結のおそれがあり、小中学校の通学にも危険を伴うことで、一刻も早い復旧が望まれます。この崖の前の住民は、仮の土留めがいつ崩壊するか毎日が不安でいっぱいです。火災や病気、想定される少しの災いを考えただけでも身震いするような状況です。早期に解決してほしいと思

います。

以上、項目5点のうち、質問、よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、（4）の復興計画の中の地域割りについてお答えいたします。

阿部議員の質問のとおり、復興計画の中に地域の持つ特性をしっかりと位置づける必要があると考えておりました、このことに対する町としての考え方をお答えいたします。

今回の東日本大震災津波の発生時から、金沢、小鎚地域の町民の方々には被災者の受け入れ、炊き出し等、多くの支援をしていただきました。地域の皆様方に改めて感謝申し上げます。次第でございます。

ご承知のとおり、復興計画の策定に向けては、金沢、小鎚地域の方々にも地域復興協議会を組織していただきまして、まちづくりの方向性等について協議、提案していただいたところでございます。その中では、今後、町方が津波被害を受けたとき、金沢、小鎚地区を後方支援基地といったご提案をいただいております、町としても、金沢、小鎚地域への被災者の受け入れや被災時の緊急補給物資の保管庫の設置など後方支援機能を有する地域と位置づけて、復興計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） アンケートの実施についてでございますが、現在、被災世帯を対象に住宅再建に関する調査を実施したいと考えております。実施の時期につきましては、大槌町震災復興計画の基本計画を策定後の来年1月ごろを考えております。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（佐藤達哉君） 次に、文化財の関係についてお答えいたします。

初めに、文化財審議会委員の安否についてでございます。

5名の委員のうち1名が行方不明、その後死亡届が提出されたと伺っております。1名が町外転出、3名が町内在往となっております。

次に、審議会の開催についてでございますけれども、大槌町文化財保護審議会規則第3条第2項におきまして「審議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」とされておるところでございます。委員5名のうち1名欠員となっておりますけれども、3名以上の出席があれば開催することが可能となっております。

なお、本年度につきましては、第1回の審議회를8月2日に開催しているところでござ

ざいます。

次に、文化財の行政としての位置づけについてでございます。

芸術文化の振興は、町民憲章にございます「香り高い郷土の文化を育てましょう」を基本理念に、今後のまちづくりにおいても重要なものと考えているところでございます。今後は、町民の方々のニーズを把握し、講座等を通じまして地域資源の活用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町の文化財についてでございます。

町指定の文化財は37ございます。内訳としましては、有形文化財が19、民俗文化財が10、記念物が8となっております。代表的なものとしたしましては、史跡「前川善兵衛歴代の墓」、「源水川の淡水型イトヨ及びその生息地」、「金糞平の山桜」等がございます。そのうち、このたびの震災により、「江岸寺山門」、「神明社永祿の獅子頭」など12の文化財が流失や焼失しておりますことを既に確認してございます。現在、岩手大学、岩手県立大学、盛岡大学等で構成されます岩手歴史民俗ネットワークにおいて町内の文化財調査を実施いただいているところでございます。

なお、被災を免れた民具や重要図書等の文化財資料につきましては、岩手県立博物館、岩手県立埋蔵文化財センター、遠野歴史研究センターのご協力をいただきまして、現在修復作業を行っているところでございます。

次に、用地のかさ上げにより影響を受ける文化財の数と対応についてでございます。

おとといの復興協議会において町民の皆様からご提案いただきました用地のかさ上げを行う地区につきましては、震災前には7つの文化財がございました。このたびの震災におきまして、いずれも流失、焼失している状況がございます。よって、影響を受ける文化財はないと考えているところでございます。

最後に、復興計画と文化財についてでございます。

議員ご指摘のとおり、当町には多種多様な文化財がございます。町の大切な歴史遺産である文化財を後世に伝えることは極めて重要でございますことから、今後策定いたします復興計画におきましても基本施策の一つとしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、小中一貫校についてお答えいたします。

初めに、通学バスについてでございます。

現在、小学校におきましては、学校から3キロメートル未満を基本的には徒歩通学と

しまして、3キロメートル以上につきましてはスクールバスでの通学を行っているところでございます。また、中学校におきましては、学校から6キロメートル未満を徒歩または自転車通学とし、6キロメートル以上につきましてはスクールバスでの通学を行っている状況でございます。

ご質問のありました小中一貫校となった場合の取り扱いにつきましては、学校建設位置の検討とあわせて今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、冬期間における登下校の安全対策についてでございます。

議員御指摘のとおりでございます。教育委員会といたしましては、現在各地に交通保安員、スクールガードを配置しまして、児童生徒の登下校の安全対策を講じているところでございます。今後、地域整備部、釜石警察署大槌交番等関係機関と連携しながら、冬期間におけるさらなる安全対策を講じてまいりたいと考えているところでございます。

次に、小中一貫校導入の目的、検討状況でございます。

現在の6・3・3制の教育制度におきましては、小1プロブレムや中1ギャップ等の弊害が生じているところでございます。これらにつきましては、教育関係者のみならず多くの方々からさまざまな意見が出されておきまして、国の中央教育審議会等におきましても議論されているところでございます。

当町におきましても、少なからずこれらの諸課題を抱えている状況にございまして、少しでもその弊害をなくし、改善していくことが責務と考え、地域事情や子供たちの実態に合った新しい教育システムである小中一貫教育を取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

なお、システムにつきましては、町方地区は一体型の学校施設を設置し、校舎一体型の小中一貫校を、吉里吉里地区につきましては既設の校舎がございまして、校舎分離型の小中一貫校とする方向で検討を進めているところでございます。

また、カリキュラムにつきましては、9年間を通した一貫カリキュラムを編成し、基礎的、基本的な学習内容の定着を目指すとともに、大槌町独自の地域を題材とした総合科目、こちらにつきましてはまだ仮称ではございますけれども、「ふるさと科」というものを新設しまして、防災教育、キャリア教育、福祉等を包括した「生き方教育」を柱に据えました人材育成の教育プログラムの策定を検討しているところでございます。あわせて、保護者、地域の皆様に開かれたコミュニティスクール構想を推進してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、保護者、教師、行政との連携についてでございます。

今後は保護者の皆様に対しまして説明会を開催する予定としてございます。学校の教職員を対象としました研修会も計画してございまして、小中一貫教育につきましては皆様のご理解のもと実施できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 石津副町長。

○副町長（石津健二君） 町道小鎚線についてのご質問にお答えいたします。

今回、高清水地区の地すべり災害につきましては、被災後、押さえ盛り土工法によりその後の増破を防ぐべく応急工事を行ってまいりました。これは、現場の前面が民家であること、また地すべり層の厚さが4.8メートルから8.7メートルと極めて深い層にあることから、地すべりを抑制しつつ、道路用地内で施工が可能な工法として採択しているものでございます。本対応により町道小鎚線が通行止めとなっており、地域の皆様には大変ご不便をおかけしているところですが、この応急工事は適切であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

本復旧につきましては、岩手県による県代行事業として実施するものでございますが、10月24日からの国の災害査定におきまして、法面整形後、土塊を縫いつけるアンカー工法と表土の崩壊を抑える法枠工法として決定されたところでございます。また、工事期間を短縮するため、現場の掘削整形を先行して行いながら本工事に移行していく2本立ての工事発注を予定していると聞いてございます。

今回の災害は、地すべり層が深い層にあることから、大規模な復旧工事となるため、平成24年10月ごろを目途に片側交互通行に移行し、工事完成につきましては平成24年度末を想定しておりますが、今後、工事着手後に現場条件等を精査いたしまして、可能な限り工程を短縮できるよう知恵を絞り、県に働きかけ、早期に町民の皆様の不安を払拭したいと考えてございます。

また、小鎚川右岸の町道花輪田寺野線の歩道につきましては、坂道起点から町道花輪田線との交差部までの区間におきましてガードレールを新設するほか、路面凍結時には適切に融雪剤や砂を散布するなど、通学路の安全確保に努めてまいり所存でございます。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。阿部君。

○5番（阿部俊作君） 今お話があった町道小鎚線なんですけれども、5月の災害から10月という、かなり期間が長かったわけなんですけれども、完成後、24年度末完成予想とい

うんですけれども、まだ決定なわけではないんですよ。

○議長（阿部六平君） 石津副町長。

○副町長（石津健二君） この災害復旧工事につきましては、県の代行事業になるというふうになります。県が今考えている工程では、平成24年、25年2月ごろというふうに聞いてございます。先ほども申し上げましたけれども、知恵を絞って工期が短縮できるように、私も県の方に働きかけてまいりたいと考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） この道路につきましては、たしかあそこの近辺に避難指示が何回か出されたような状況がありまして、そういう避難指示が出されながらも、なかなか工事が見えないので、いろんな噂が立ったりなんかしてましたんですけれども、地権者との問題とか、そういうことはありませんか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 地権者とは11月末に契約が済んでおりまして、その契約のしばらく前でしたけれども、桜木町の住民、あとは高清水の住民、あと仮設住宅の方々を対象に、今後の工事の日程というのを含めて説明会を開いております。今、副町長がお答えしたとおり、来年10月、片側通行、そして24年度で完成ということでご了解を得たつもりでいます。ただ、その中で、やはり工期の短縮は極力頑張ってもらいたいという要望がありました。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。急いでください。何せ避難指示が出ている、なかなか出ないので、すごい、どうなるのかなといろんな噂が立っていました。それでちょっと心配していました。

それから、右岸道路のガードレール、今なくて、もう既に雪がすっかり凍結しているわけなんですけれども、完成はいつごろになるのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） ガードレールについてはもう設置済みです。それから、実は融雪装置も検討しました。それで、融雪装置の専門業者、現地を見ていただいて、やはり区間的というか、距離的なものとか、規模的にやはり融雪装置は好ましくないとか、合わないという結果が出て、それで先ほど副町長がお答えしたとおり、融雪剤とか砂で随時巡視しながら安全対策に努めたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。そっちの方は見て歩きませんでした。そういう中で、まだガードレールがないようなところがありますので、そのことを心配していたら雪も降ってきたり、路面凍結とか、その中を自転車で歩くとか、次の質問に入りますけれども。

じゃ答弁書の1番から復興計画の地域割りということで、当初、津波被害が中心でしたけれども、もっともなことで、進んでいいと思います。大槌町は内陸に細長い地形を持っているわけですので、全体的な判定を考えるという観点から地域割りということを質問させていただきました。それで、今まで金沢の方で公民館とか、なかなか雨漏りしても直してもらえない状況がありましたので、もうちょっと全体的なものの見方があってもいいのではないかということで申し上げたわけなんですけれども、公共施設というのはやはり全体的にバランスよくいろんな災害を考えて各地に展開されるように設置したらいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今のご質問は防災という観点だと承知しまして、私の方で答えたいと思います。

やはり公の施設、特に避難所となるものについては各地に適切に配置する必要があると思いますし、また公の施設のところにはやはり防災資機材を十分に配備する必要がある、こう感じております。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） ぜひよろしくをお願いします。

それでは、文化財についてちょっとお聞きします。

私、文化財というのは、平泉なんかは世界遺産に登録されたとおり、結構観光資源になると思いますが、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 産業振興課長。

○産業振興課長（阿部幸一郎君） 議員おっしゃるとおり、平泉しかり、有効な観光資源になると思います。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） この町には海があり、歴史があります。観光産業を考えるとかなりの未来の明るい材料があるのではないかと、そういうことでこういうふう文化財につ

いて申し上げたわけでございます。今度かさ上げするところでちょっと聞きましたらば、流されたので心配はないということなんですけれども、文化財そのものはそこにあったわけですね。それが流されたから、もうあとはどうでもいいというわけではないと思いますが、流された後、この町をつくってきた歴史がそこにあったわけなんですけれども、それをどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 議員おっしゃるとおり、物はなくなっても、精神、風土というか、そういうのはやはり、ここにこれがあったというのは町民の中にはあると思いますので、さまざまいろんな復興計画の中で、公園であるとかいろんな計画もございまして、そういった計画とあわせながら過去の歴史をみんなに繋いでいくという、そういうふうな手法での文化財の顕彰——顕彰というのは顕彰碑の顕彰、そういった顕彰というものも考えていかなければならないと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） かさ上げする予定で、元大槌小学校、ここは発掘調査しましたが、片方はまったく調査してないわけです。かさ上げとかそういうのは影響あるもんですか、今後、予定とすれば、5メートルのかさ上げとなれば、やはりグラウンドを超える高さじゃないのかなと思うんですけれども、元文化遺産じゃないですけれども、代官所発掘というのでちょっと意見を申し上げた経緯がございますので、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 議員ご指摘のとおり、代官所の発掘につきましては、大槌小学校、いわゆる新築に当たって発掘し、記録保存という形で報告書も上げてございます。ただ、今回、今お話にあったように、どの程度かさ上げなりをして、どこまでの範囲で影響を受けるかということについて、未発掘な部分があれば調査を行わなければならない、そういうふうに考えています。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） 国の予算で文化財の発掘調査もお金が出るようですので、もしそういう事態になれば頑張って発掘していただきたいと思います。

それから、校舎地ということで、あそこにまだ石窟とか石碑とかあるわけなんですけれども、今後どのようになる予定でしょうか、まだ考えてないのか。

- 議長（阿部六平君） 教育長。
- 教育長（伊藤正治君） 現在のところ、まだ跡地の各工事についての検討はまだ進んで
ございません。
- 議長（阿部六平君） 阿部君。
- 5番（阿部俊作君） わかりました。町の中心地の地名で、今まで親しんできたもので、
まだそこで菊池祖晴さんという方が譲渡した石窟が形きちんと残ってます。それはその
当時から残っています。そうした過去の偉人とか、この祖晴さんが書いたものは全部ほ
かの市町村では指定文化財になっておりますので、大槌町から出たそういう偉人とい
うのをもうちょっとしっかり持ってほしいな、そういうことで質問を申し上げております。
それから、観光ということで位置づけていただければ、金沢という地にもいろんな遺
跡もあるわけなんですけれども、そっちの方面までの観光とかは考えていませんか。
- 町の復興という考えで、町全体に観光施設がいっぱいあるということで今言いまして、
それで金沢にもいろんな遺跡、文化財、金を採掘した穴がまだ残っている、穴だけじゃ
なく、河川の下でもまた洞窟が残っている。そういったことをやはり町復興の観光なり、
いろんな資源として考えてみてはどうかということです。どうでしょうか。
- 議長（阿部六平君） 町長。
- 町長（碓川 豊君） 今回の大震災を受けて、復興計画の中で、これからはまちづくり
について、復興後のまちづくりはやはり交流の拡大というものをキーワードにしていか
なければならないと、そう考えております。その中ではやはり観光というものも大変重
要視しなければならないということでございます。金沢地区には議員ご指摘のとおり銀
山があった、発掘の跡があつて、そのトンネル的などころもある、こういうところの観
光資源も開発しながら、町全体での観光的な要素も今後まちづくり、交流のキーワード
というところで観光の開発にも力を入れてまいりたい、そのように考えております。
- 議長（阿部六平君） 阿部君。
- 5番（阿部俊作君） 私はずっと（聴取不能）大槌というのはほかの町にない、すごい
ものが、誇らしいものがあるというのは、まず地形、海があるし、歴史があるし、歴史
に関したいろんな遺跡なり大事なものがあります。民話にしても義経北方伝説のそうい
う形跡とか、そういう地名などもありますし、あと新山高原、ほかの市町村に比べたら
物すごいものがありますし、地元においてそれが気がつかないというのは、それはちょっ
とあれですので、ここで取り上げてみました。

それから、小中一貫校についてお聞きします。

今までと違う学校教育になっていくわけですが、全国いろいろ小中一貫校が増えておりますけれども、この大槌町に導入すると決めたというか、もう決めたような形になっておりますけれども、いち早く小中一貫校に出したわけですがけれども、なぜという、今までの学校じゃない、決めた理由がもしあればお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 一貫校というのは一貫教育という内容でございます。小学校1年生から中学校3年生まで、あるいは私立の学校においては高校までやっているのもございますけれども、義務教育のところだと小学校1年生から中学校までと。その中で近年話題になっているのは中一ギャップの問題がございます。小学校から中学校へ進むところで勉強が難しくなって追いつかない、あるいは生活様式が変わって不登校なり生徒指導上の不適応、社会的な問題が起きるといようなことが大変増えてまいりまして、このギャップを解消しなければならないというのがございます。そのギャップの一つの原因としては、ステップ型の発達があると。きのうまで小学校で、小学校料金でバスに乗っていたのが中学校になった途端に大人だと。きのうまで子供扱いされていたのがきょうから大人というような、かなりのギャップが、そのつなぎを滑らかにしようと。ステップの発達つなぎではなくて、スロープのつなぎにしようというのが一つございます。それから、勉強の中身についても、学習指導要領で何年生で何習う、2年生で九九習うとか、3年生になれば分数とかありますけれども、そのステップをもっと細やかにしてつないでいくと。あるいは、中学校の年齢になっても小学校の勉強に戻ってやれるといようなことが一貫校のよさでございます。もちろんデメリットもございます。節々の境をどうするんだと、小から中に行くとき卒業式しないのかとか、あるいはよその町に転校したときはどうするんだとか、さまざまデメリットもございます。あるいは先生方の負担が増えるんじゃないとか、そういうふうなデメリットもございますので、その辺を検討しながら進めてまいりたいと。当町でもこれまでも中学校の先生方が3学期になると小学校に行き、6年生に行き、英語や数学の授業というように勉強をしていましたけれども、それ以上にもっと連携を密にしていこうというのが一つのねらいでございます。

また、ご質問からはみ出して答弁して申し訳ないんですけれども、今回の地域復興協議会の中で、何カ所か出席させていただきましたけれども、その中で極めて印象的だっ

たのは、防災教育だと、あるいは復興の意識だと、仲間の連携の意識を育てなければならぬというのはどこの地域でも出てございまして、それはやはり小学校1年生から中学校まで、あるいは高校まで見通して意図的に計画的に発達段階に合わせて教育しなければならないんじゃないかと、そういった場合に有効なのは小中の一貫教育で、文部省の枠をはみ出した形で町独自のプランでそういう子供たち、防災意識を育てていくというには私は小中一貫校がかなり有効であろうと。したがって、いろんな今言ったメリット・デメリットありますけれども、今後、地域、保護者あるいは議会の皆さんと協議しながら、いい方向で大槌の教育改革が復興とあわせてできればいいかというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） わかりました。私は、心配していたのは、協調性、コミュニティーというのは最初から言われたとおりこれはとても大事なことだと思います。そういうことで、ここにも申し上げているように、地域の方々、父兄と話をしたらどうかということなんです。いい悪いはここからいろんな問題が出てくると思って、悪い点はそこでいろんな話しされて出てきたと思うんです。あと、復興協議会に関しましても、協議会会長は町指名なんですよね。地域住民が皆さん方で話し合っただけというよりも、ずっと上から目線で来たような感じがしましたので、そのコミュニティー、地域のコミュニティーというのでも、仮設の中でもコミュニティーが問われて、これはこの町のこれからみんなで町をつくるという大きな力をちょっとそいでいるような気がしましたので、ここでずっと取り上げてきたわけです。ですから、今後そういうことを大事に、みんな一緒になって町をつくろう、そういう思いのまま進めていただきたいと思います。確かに時間がない、いろいろ急いでつくりたいということもありますけれども、やはりその中にみんなの気持ち、みんなの声がなければ、やはり本当にこれから先の長い町がつかれない、そう思ひまして、アンケートとか学校の問題とか、そういうことを申し上げてまいりました。

それで、学校のことで、子育て支援のまちということで、父兄の中からの提案ということも前にもお話ししましたがけれども、中学生のかばん、背負って何キロぐらいだと思いますか、ご存じですか、教科書を入れて背負ったとき。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 重い子は十二、三キロ背負って歩きます。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） そうなんですよね。この間、中学校の子供のかばん、ちょっとたないでひっくり返りそうになった。こんなの背負っている。その十二、三キロが、中学校の体重から考えてみたら、体重40キロで十二、三キロ、何ぼだ、2割、私は70キロですけども、20キロ以上の重さのを背負っている。これで自転車に乗って通学というのは、今の時代ちょっと何とかしてほしいなということで、バスをお願いしていたわけなんです。歩道もまだちゃんとできてないし、ガードレールもできてないし、どうなんでしょう、バス、春までではないんですが、そういう考えはございませんか、通学バス、中学校。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 冬期間の安全対策については、まず第一には、先ほど答弁、地域整備の方からもありましたけれども、まずそこを足がかりにやってまいりたいと思いますし、あと積雪あるいは道路の凍結状況を見ながら、予算のこともありますけれども、冬期間、例えば12月から2月までの冬期間の臨時的なバス、大型バス1台増やせば済みますけれども、その辺は必要経費等々をしながら、あるいはほかの関連予算ををしながら検討させていただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 阿部君。

○5番（阿部俊作君） よろしくお願ひします。6キロ、それこそ10何キロ、体重の2割近いものを自転車では子供たちもきつい事情があります。よろしくお願ひします。

私の方は、結構長々しく書きましたけれども、皆さんの意見を聞きましたので、これで終了します。どうもありがとうございました。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

午後2時まで休憩いたします。

休 憩

午後1時43分

○

再 開

午後2時00分

○議長（阿部六平君） 再開します。

東梅 守君の質問を許します。ご登壇願ひします。

○3番（東梅 守君） 議長のお許しが出ましたので、質問に入らせていただきます。昼食を食べてからの議会ですので、大分眠気が予想されますので、簡潔に質問をしたいと

思います。

まず1点目に、被災地の土地の造成について、「防波堤、防潮堤など防災施設の状況を踏まえ、三段方式とし」とありますが、具体的にどのように整備されるのか、まずお尋ねをいたします。

2点目は、小学校、中学校、学校再編を視野に入れた小中一貫教育校の現在の進捗状況をお尋ねしたいと思います。

三つ目は、応急仮設住宅の生活環境について、小鎚、中村、山岸地区の仮設と、川向かいにある曾根地区の仮設をつなぐ橋を設置する計画はあるのかどうか。

4点目は、街灯の設置について、現在までの設置状況をお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（碓川 豊君） 私の方からは（1）の被災他の土地の造成についてお答えいたします。

被災他の土地の造成の三段方式についてでございますが、防波堤等の津波防護施設の状況を踏まえまして、津波の襲来に伴い浸水が想定される区域のうち、盛り土等を行わない区域を第一段と位置づけ、住居以外の産業系または公園、緑地等の土地利用を図る区域としてまいりたいと考えております。

次に、今回浸水している区域のうち、盛り土により津波に対しても安全率を高めた区域を第二段と位置づけ、建築の構造を制限するかどうか慎重に検討し、避難により確実に生命を守ることができる住居、商業での土地利用を図る区域として整備してまいりたいと考えております。

最後に、新たな盛り土は行わず、または切り土等により造成、整備する区域を三段目と位置づけ、住居などの建築は制限せず、生命も財産も確実に守れる区域としてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（阿部六平君） 教育部長。

○教育部長（佐藤達哉君） 私の方からは、小中一貫教育校についてお答えいたします。

小中一貫教育につきましては、これまで10月24日開催の政務調査会におきまして町議会の皆様に、11月4日開催いたしました小中学校保護者代表者会におきまして各小中学校の保護者の代表の皆様に説明を行ってきたところでございます。

今後は、各学校単位といたしました保護者の皆様に対しまして説明会を開催すると

もに、各学校の教職員を対象といたします研修会を開催するなど、小中一貫教育につきまして皆様のご理解のもと実施できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、教育委員会といたしましては、全国、それから県内の先進事例の情報収集を行ってございます。これからも引き続き情報収集を行ってまいります。学校建設位置につきましても町の復興計画における位置づけを基本にこれから検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 石津副町長。

○副町長（石津健二君） 応急仮設住宅の生活環境についてのご質問にお答えいたします。

地域のコミュニティーを確保する観点から、議員の趣旨は十分に理解いたしますが、河川に設置する橋梁等の工作物は河川法第26条の許可を受ける必要があり、設置される工作物につきましては河川管理施設等構造令に基づくものでなければなりません。このため、設置には最短で約22カ月の期間を要し、工事費も約8,000万円が見込まれるところでございます。また、仮設住宅の入居期間も考慮いたしますと橋の設置は難しいものと考えております。橋にかわるコミュニティーの確保策ということで、知恵を絞って引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

続きまして、街灯の設置についてのご質問にお答えいたします。

街灯については、企業等から多数寄贈していただいているところであり、大変ありがたい、この場をおかりして感謝を申し上げる次第でございます。

これら街灯の設置につきましては、10月17日に194基の設置工事を発注したところでございまして、これまでソーラーパネル式のものを7基設置してございます。今後さらに50基を追加変更いたしまして、計237基を設置することとしてございます。

設置箇所につきましてはすべて調査確認を終えておりまして、東北電力等関係機関への手続が整い次第、順次設置していくこととしてございます。

設置工事の工期でございますが、平成24年3月としてございますけれども、請負業者との調整等も踏まえまして、平成24年1月中を目途に完了させる予定としてございます。

○議長（阿部六平君） 再質問を許します。東梅君。

○3番（東梅 守君） 再質問をしたいと思っております。

まず、1点目の三段方式についての再質問をさせていただきます。

盛り土を行う区域が第1段という位置づけで、産業系または公園緑地等でございますけ

れども、これはさきの復興協議会の中でも図面の中で示されていた栄町であるとか須賀町であるとか、この辺に当たるものと思いますけれども、現在見る限りでも盛り土を行わないと、正直な話、産業用地としても使用は不可能なのではないかなと、また公園緑地といっても、やはり現在も満潮時になると下から水が湧いてきて、池のようになっている状況を見ますと、ここも盛り土をしないと実際には使用できないのではないかと思います。それから、先ほど最初に芳賀議員の方からも質問があって、その中で建築物構造制限の問題がありましたが、町長の答弁の中に「安全性が確保されたところから」というふうにありますけれども、こういった安全が確保されたところというのは何を以てするのか、防波堤ができてからなのか、防潮堤ができてからなのか、この辺も質問したいと思います。

それから、この制限について、安心安全という部分からも、生命を守るための部分ですので、特に今回の復興協議会の中でも14.5メートルという堤防の高さありきの議論が進んでしまった部分に大変私は残念に思っているところです。果たしてこの14.5メートルという防潮堤で生命、財産を守れるものかどうかをお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） 議員の質問にお答えします。

まず、盛り土を行わない区域について、実際、使用できないんじゃないかという話があります。これにつきましては、まさに今まちづくりの部分でどのように町といたしますか、例えば住居系にするのか、非住居系にするのか。非住居系の場合につきましては、例えば産業用地にするのか、公園緑地にするのかという部分、今、検討しております。その中の用途に合わせまして、盛り土等がもし必要な場合につきましてはそういうのも検討になるのかなと思っています。ただ、盛り土にする場合、お金もかかってきますので、そこについては最低限の部分ということで考えてまいりたいというふうに思っています。

あとは、安全が確保されたところについて、防潮堤、防波堤がついたところかというようなご質問につきましては、まさにその部分につきましても今後どのような形になれば安全性が成り立ちましたかというふうについては十分検討して、宅地の制限について示したいというふうに考えているところです。

3点目です。14メートルありきの堤防で本当に生命、財産が守れるかという部分につ

きましては、津波シミュレーションという形で今回さまざまな防潮堤の高さを示しながら、その場合、町がどういうふうに浸水するかというところを最新の解析資料等を用いて、そのシミュレーション結果を見て、そういうシミュレーションの結果などを参考にしながら、どのような町をつくれれば安全安心かということについて、町民の皆さんとも議論しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） まず一番に大事なことは、やはり生命と財産を守ることが一番大事と考えますので、その辺、今後の復興計画にぜひとも反映させてほしい、そのように思います。

それから、もう1点だけ質問させていただきたいと思います。

町長の方が、海が見える、つい散歩をしたくなるようなまちづくりをしたいという、この理念のもとに復興計画もきちっとつくられるものなのかどうか、果たして14.5メートルという防潮堤があって、それが可能なのかどうか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 私の今回の復興計画の以前からの考え方として、海が見える、つい散歩したくなる、こだわりのあるまちづくりということについて、基本に考えております。それは防潮堤ありきではなくて、いわゆる構築物に頼らない、限りなく山際に近いところに、高台に移転することの方が、そしてそのことによって海が見えるまちづくりという、この基本的な高台移転という考え方があるわけで、その視点から今回そういう表現をしておりますが、そのことによって今回の計画がいわゆる14.5になって整合性がとれないんじゃないかというご質問としておられるならば、私はやはりこだわりのあるまちづくりということで、構築物にとらわれない、本当に安全な高台ということが基本に考えるわけでございまして、その中で、今、赤浜とか防潮堤が6.4と6.5ですか、そういうところとか、あるいは小枕地区についても同じような、そして浪板地区については防潮堤は現状どおりというふうな考え方、町方については14メートル50ありきの考え方があるわけですが、将来的にまちづくりとした場合、14.5とした場合、ビル5階建てぐらいの構築物が目の前に、海の前にはだかつて、海よりも、海というか、その向こうにある山すら見えない状況の中で、果たして本当にまちづくりが適切なのかどうなのか。については、今、人口の高齢化、そして減少という中で、例えば須賀町と栄町が今回仮に大潮等で浸水しているということを鑑みまして災害危険区域等に指定したわけで、そこ

の地域住民はいなくなる、そして今回被災した町方中心部で公営住宅を望む方も多くいらっしゃるのではないかなと、そう思います。そうしたとき、防潮堤14.5が果たして、それが浸水した町方のその方々を守るための14.5、桜木町とか源水の方も沢山の方もなんですけれども、そういった地域住民の世帯を守るために14.5なわけですけれども、先ほど言ったように、そこにこういった世帯が極端に少なくなるといったとき、そういう防潮堤が今後の人口高齢化からの視点からいった場合、そして魅力あるまちづくり、いわゆるこれからは水産業ばかりでなくて、やはり交流人口もキーワードにしながら地域の活性化を図っていかねばならない、そう思うわけですが、そうしたとき本当に14.5がいいのかどうなのか、しっかり検証しながらやっていかねばならない。そして、私は、仮に14.5だとした場合であっても、何らかの方法等を用いながら、工夫を重ねながら、海が見える、こだわりのある美しいまちづくりというものを基本に据えながらやっていきたいという考えでこういう表現をしているところでございます。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） 大変すばらしい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私もちょっと安心しております。本当にこだわりのある町をつくっていただいて、ぜひとも、一時的には人口の流出があるかもしれませんが、将来にわたっては大槌はすばらしい町だと、他から移転を申し出てくる人があらわれるような、そんないいまちづくりをぜひしてほしいなというふうに思っております。

次の再質問をさせていただきます。

小中一貫校についてなんですが、実はこれ、議会の方の政務調査会でも説明を受けました。また、その後、11月4日には小中学校保護者代表者会に説明をしたとなっております。それから既にもう1カ月、その後、経過が見えておりません。当初、町長の所信表明の中でもうたわれている、または既に復興協議会の中でも小中は一緒になるんだなというふうに地域住民が納得している部分もあったり、またはどうなるんだという不安もあったりとか、そんな中で、なかなか説明会が進んでないように思います。そこで、正直なところ、復興計画ができてから進めたのでは間に合わないのではないかなと。復興計画ができて、学校がここだよと決まったらすぐにでも教育体制がとれるように、今から早急に進めないで間に合わないのではないかと大変心配をしております。いずれ一貫教育になるにしても、ならないにしても、やはり住民への細かな説明と、もっと大事になるのは先生方への説明が最も必要ではないかなと。

実は、ある先生に会ったらこう言われました。「保護者には説明あったみたいだけれども、おれたちは関係ないんだな」という話をされた先生もいます。大変私もその場で愕然としました。既に学校の先生方とか校長さんたちには説明あったのかなというふう
に思っていたら、何も聞いていないという、この辺について、教育長、今後どういうふうに進めるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 11月4日からなかなか遅々として進まないという部分がございます、この間、先生に一度、視察等行いまして、いろんな資料整理を今しているところです。12月4日に全体会合がありましたので、ある程度プランが示されましたので、それを受けながら、今月中には第1回目の親御さんへの説明を行いたい。あと校長さんたちには既にしてございます。した以外にも校長さんとの話し合いは明日持ちます。ということで、できるだけ、今、議員おっしゃったように、立ち位置が決まり、計画が決まった時点では上から下という遅いですので、そこから教育委員会としても独自の計画をつくりながら復興局とすり合わせて進めてまいりたい、そういうふうに思います。先生方については、1月10日に研修会を開くことで決定してございます。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） 本当に教育は大槌町にとっても大変重要な課題になっております。ぜひとも本当にいい町をつくる意味でも子供たちへの教育というのは重要ですので、また教育を進める上では住民への理解も当然必要になってきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、三つ目の再質問をさせていただきます。

実は、なぜこの橋にこだわりを持って私が質問したかといいますと、実はぜひここに橋を欲しいというのは曾根地区の仮設、焼却炉の後ろに商店街が一応つくられたわけなんです、正直な話、蕨打直地区の部分だけでは、あの商店さんたちが営業しててどんだけの収益が上げられるのか大変心配しております。北小跡地に入られた方たちにはそれなりにあるのかなとは思いますが、あそこ離れていて、どんだけの本当に商売として成り立つのか大変心配をしております。その中で、あそこに山岸、中村地区と橋をかけてつなぐことによって人の交流も生まれれば、商売やっている人たちにとっても恩恵が受けられる、せめて車が通れないのであれば人が通れるような橋だけでも、仮設の橋でも結構だと思います。仮設住宅がある間だけでも使えるような橋があったらいいので

はないかなというふうに思っております。ぜひその辺、再度検討することができないのかどうか、整備部長さんにお尋ねをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 副町長。

○副町長（石津健二君） 県の方から地域の実情について伺いまして、橋の建設につきましては非常に時間とコストがかかるという部分なので、人道橋ですとか仮橋ですとか、そのような案もあろうかと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） これは私の考えだけじゃなくて、実は東大の人たちが仮設住宅の人たちにいろんな調査に入ったときに、住民の中からもそういう声が上がったというふうに私は伺っております。できれば何とかしてほしいなという思いでございます。

それから、実は私、最近バスを利用するようにしているんですが、バスの運転手さんから、実は蕨打直地区を一旦曾根地区まで下がって、それから蕨打直の真ん中辺に行き橋を渡って、それから山岸地区を通り抜けて町方におりてくるというバスの運行、大変これは仮設を細かく回っていただいて、利用者にとっては大変によろしいんですが、実はある運転手さんから「実はここの場所は冬場通りたくないんだよね」と、こう言われた場所がございます。それは高清水建設さんのところでございます。あそこは冬場になりますと、現在もほとんど日中、日が差しません。そのために、真冬の間は常に凍結している箇所、これまでも何度も四季の郷の職員さんたちが危険な目に遭っている箇所でもございます。そこを通りたくないんだという話。そのときに運転手さんから出たのが「曾根のところに山岸地区とつながる橋があればいいのにね」という、そういう話も運転手さんから伺っております。それで、先ほど冬期の対策で融雪の話も出ました。ぜひその辺も大槌町内至るところに凍結で危険な箇所があるかと思っておりますので、地域整備課の皆さんにはぜひとも把握をしていただいて、冬場の冬期間の対策を万全にしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、次の再質問に移ります。

街灯の設置についてお伺いします。

これは前の定例議会の中でも質問された事項だったように思います。それで、私も夜の至るところを歩いて見ております。何か全然数が増えないなというふうに、どうなっているんだろうなと思っておりました。それで、答弁では以下のように10月17日に

発注したところ、10月17日から今日までわずか7基しか設置されていないという状況を考えますと、本当にここは被災地なんだろうかと、こういうふうに変疑問に思っております。こういうときにはいち早く、その通常の手続を簡素化してでも設置されるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実は、先ほど東梅議員が言いましたように10月17日発注しております。その後、早速現地調査をやって、どこの柱にどう付けるかとかは全部終わっております。ただ、実際、町内業者に発注しておりますけれども、要するにいろいろな民間からの受注等も多くて、特に、言っては変ですけども、その業者、マストさんの電気工事請負みたいなんです。それで、実はそちらはそちらで、要するに自前でやるのばかり考えないで、やはりそれなりの外注でも構わないので、何とか急いでほしいということなんですけれども、実は他の市町村でもみんな業者さん内陸も忙しいということで、ただ、それにしてもできればクリスマス前に少しでもということでしたけれども、クリスマスまで何基かつける予定ですけども、それで何とか急いでほしいというのは再三お願いしているところですが、実際は進捗、働いてない状況です。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○3番（東梅 守君） 大変その状況を聞くと、本当に何て言っているのか、これで本当に町民の安心安全が図られるのだろうかという不安を覚えます。これも正直なところ何とか、例えば東北電力さんから、例えば災害時に復旧作業に当たってくれた他県の業者の方もいるわけです。こういうときにはそういうところにまで東北電力の協力を得ながら本来進めるべきなのではないかなというふうに私は思います。ぜひとも早急に住民の安心安全のためにも街灯の設置を一日も急いでほしいと思います。本当に一日でも、安心安全が大切ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

本当に簡単ですが、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君の質問を終結いたします。

午後2時40分まで休憩いたします。

休 憩

午後2時24分

○

再 開

午後2時40分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

東梅康悦君の質問を許します。ご登壇願います。

○6番（東梅康悦君） 創生会の東梅康悦でございます。議長の許可を得ましたので、通告によりまして一般質問に入ります。

まず、（1）といたしまして、仮設小学校、中学校立地地域の雨水対策についてお伺いいたします。

従来より臼沢、寺野地区は大雨のたびに道路等が浸水し、地区住民にとって長年の懸案事項でありました。3月11日の大震災、大津波がなければ、今年度より工事着工の予定でありました。今回の大災害により大槌町のふれあい運動公園に仮設の小中学校が建設されたことから、今後の当地区における雨水対策についてお尋ねいたします。

（2）といたしまして、罹災証明書の発行状況についてお尋ねいたします。

浸水地区に住み、被災したものの、浸水地区外に住所があり、住所異動をしていないがゆえに罹災証明書の発行を受けられない町民の方々が証明書発行当初おりました。その後、どのように対処したのかお尋ねいたします。

（3）といたしまして、仮設住宅敷地についてお尋ねいたします。

約2,106戸の仮設住宅が町内各地に建設され、その敷地の多くが私有地となっております。土地の所有者との間で土地の賃貸契約が進んでいると思われそうですが、通告期限でありました11月21日現在の進捗状況をまずお尋ねいたします。そしてまた、あわせて賃貸単価の範囲とその単価設定の考え方をお尋ねいたします。

以上よろしくお願ひします。

○議長（阿部六平君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。石津副町長。

○副町長（石津健二君） 東梅康悦議員のご質問にお答え申し上げます。

議員のご質問にありましており、昨年度において臼沢地区の雨水排水路整備に係る詳細設計を実施してございます。本年度からの事業実施を予定しておったところでございました。これまでの進捗状況といたしましては、設計業務は完了してございますが、河川管理者との設計協議の一部が残っている状況となっております。

大震災後、大槌ふれあい運動公園の多目的広場は仮設の小中学校校舎が建設されており、四つの小学校と一つの中学校が一体となって、今後の大槌を担う生徒たちの授業が行われているところであります。これらの状況を鑑みますと、本雨水排水路整備の必要性は十分に理解をいたしておりますが、町を取り巻く情勢も大きく変化してございませ

て、本事業の早期実施は難しい状況になると考えてございます。早急な対策といたしましては、梅雨や台風等の豪雨時におけるパトロールの強化を図るほか、雨水の氾濫を抑制するための土のうを設置するなど、暫定的ではございますが、これらの対応に努めたいと考えてございます。今後においては、災害復旧事業、復興事業、各交付金事業等を勘案しながら、本事業の実施時期について関係機関と協議、検討の上で調整してまいりたいと考えてございます。

続けて、仮設住宅敷地の賃貸契約についてお答え申し上げます。

大槌町における仮設住宅は全体で48団地でございます。うち小中学校のグラウンド等を除いた44団地が私有地となっております。

議員お尋ねの11月21日現在の進捗状況でございますが、仮設住宅用地の賃貸契約については地権者108名のうち契約済み地権者は102名となっております。また、賃貸単価につきましては、岩手県県土整備部の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則に従った補償基準を進めておるところでございます。補償基準は、東北地区用地対策連絡会の通知によるところでございます。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 賃借料の算定方法についてお答えします。

まず固定資産評価額を0.75で割り戻しまして実勢価格にします。それに対して公募地籍から割って1平米の単価を出すと。そして、その単価がとりあえず単価契約で結んでおります。それで、一応地権者108人おりました。そのうち102名、11月21日現在ですけども、今時点では1人から判こをもらい、契約済み、そして2人は契約書を送ってほしいということで、今郵送して、戻ってくる状況で、今3人になっております。

それで、補償基準なんですけど、先ほど副町長が言いましたように、東北地区用地対策連絡会というところの基準に基づいて、あとうちの方、3月末から4月初旬の間、用地交渉しまして、その間の単価というのはうちの方で、用対連の方もなくなってまして、県の方に要請して単価の指導を受けております。それで、地目なんですけど、宅地、田・畑は算定された単価に6%掛けなさい、あとはその他の地目は5%ですよというの、これは用対連の指導のもとです。それから、単価なんですけど、今言った賃借料の算定方法に基づきまして計算されたのが。（「課長、答えるんだったらいいんだけど、これは通告の答えが来てないんだでば」の声あり）算定書。（「何か今しゃべれないのは、来てないんだと思います。プラスアルファの部分は今しゃべってますよね。」の声あり）

はい。（「その部分が来てないということですか」の声あり）申し訳ございません。

それで、一応、この間ちょっとこれ見せてないということで調べまして。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） それでは、私の方から罹災証明書の発行状況についてということでお答えいたします。

罹災証明書の発行に当たっては、3月11日に当町に住所を有し、地震、津波により家屋に被害を受けた方々に対して発行を基本としてまいりました。発行していく中では議員ご質問のとおりいろいろなケースがありましたが、当町においては、当町に住所を有することを基本にして、住所を置かないで住んでいる罹災した方々については、当事者が大家から大家名義の罹災証明書をもらい受けて、罹災証明書の用途により当事者自身がそこに住んでいることを証明するなどの対応をさせていただいております。

以上であります。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） それでは再質問に入らせていただきます。

まず順番に、臼沢、寺野地区の雨水対策について伺います。

確かに答弁のとおり町を取り巻く環境は大きく変わっており、事業の実施は困難であるという答弁につきましては、それは私も理解します。ただ、あそこの地区の状況はかなり変わっているわけですよ。仮設小中学校、住宅が建ち、そしてまた向かいの崖崩れにより道路が寸断されて、あそこの花輪田線しか通れないと。なおかつ、1本しかない道路ですので、交通量がすごい多いわけですね。あの状況の中で、それでは工事をできるのかという話になれば、とても、ますます混雑するので、できないことはわかりますけれども、やはりできないなりに、今大雨が来たら大変あそこは混雑すると思うんです。ですので、庁舎内にあそこの混雑さをわかっているのは、今まで土橋課長等がよくわかっていると思いますので、庁舎内で臨時のマニュアル等を早急に設置というか、決めておいた方がいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがお考えですか。

○議長（阿部六平君） 石津副町長。

○副町長（石津健二君） ただいま議員の方からご質問ございました臨時のマニュアル等については検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） ぜひ検討してください。崖崩れが24年度の年度末でなければ、ま

だ完成しないということで、あそこは一本道なわけでございますので、その間にいつゲリラ豪雨等の雨が降るかもしれませんので、ぜひ早急にそこら辺はよろしく願いしたいと思います。

それで、今回、このような臼沢、寺野地区の公共工事のように、震災を契機に大きく今までのやりたい事業が延期になったり、中止になっていると思うんです。そこで、この被災した町を復興計画をつくるのは本当に大きな大きな仕事ではあるんですけど、やはりそれら懸案事項のものも復興計画の中に入れる、あるいは別なものでまちづくり計画の中に取り入れたりしなければいけないのではないかなど、皆さんそう思ってますけれども、改めてそこら辺確認しておきたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（阿部六平君） 石津副町長。

○副町長（石津健二君） 町におきます懸案事項となっているもの等につきましては、復興計画の中で交付金事業計画をそういったものを検証していく中で取り入れていくように考えていきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 私は、今回、懸案事項、臼沢、寺野地区の雨水対策を代表的な事案ということで取り上げて、皆さんに聞いているわけでございます。あした以降、各地区の懸案事項の中心になるような議案があるわけでございますので、金沢の水路のことです。あれは長年、地区住民の方々が懸案事項としてお願いしたものがようやく物になるような形になってきていたんですけど、今回の震災でどうも延期になりそうだとということ、これは仕方がないです。ただ、皆さん、私に言われなくてもわかるとおり、大槌町が岩手県に対して土坂トンネルをどうにかしてくれと長年言っているように、その懸案事項を抱えている地区民の方々の、その比ではないんですけど、そういうようなことを思っているわけですので、ぜひ延期はしたものの、延期幅をなるべく少な目にして、いろいろ事業、優先順位があると思いますので、そこら辺を留意して進めていただきたいと思います。まず、雨水対策については終わります。

それで、仮設住宅の敷地の関係で再質問に入りたいと思います。

まず、仮設住宅の敷地と次にある罹災証明書の発行については、震災当時、今のようない体制じゃない中で職員の方々が不眠不休の中で取り組んだということで、本当はその取り組みを見ている自分にとってはとても遠慮しがちな質問だったんですけど、ただ、このように復旧復興に向けて強固な布陣のもとで今座っているわけです。ですので、当

初やったことを、こう言われれば、そういうことがあったんだよということをしやべられて、訂正できたらいいのかなということで、私聞きます。そしてまた、今回聞く内容は、復興復旧にかかわるものと比較した場合、とても小さなことではあるんですけど、そこら辺まずご了承していただきたいと思います。

それで、仮設住宅の建設用地の確保や瓦れき処理において、土橋課長初め地域整備課の皆さん、本当にお疲れさまでございました。

今回、この単価を決定するに当たり、県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則というものを採用したという答弁でございますが、これは平時の公共用地に使う細則はもちろんのこと、このような大災害時も使うことを想定してつくっていたものなのかどうかということは、国から来た部長さんに聞くのもあれなんですけど、そこら辺わかる方がいたならば、ぜひご回答をお願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 実は当初、先ほども申し上げましたとおり、3月末から8月の初旬までは108名の方と用地交渉を行いました。それで、その間、単価設定というか、町でもいろんな書類が流されて、ない。その中で、7月下旬ころですけれども、いよいよもって契約しなきゃいけないということで、釜石の振興局の土木部の用地課と相談しまして、こういう方法でやれるということをお願いしました。その中で、当初の単価を示せないまま内諾を得た状態でした。その中では、単純に言えばたばこ銭程度とか、あとは本当に安い単価ですよというような言い方で、単価は示されないと。それで、さっき言いました3人の1の方がやはり「当初の単価設定を早くしてもらえば素直に判こをついたのに」という苦情の方もおりますけれども、それで実際、先ほどちょっと申し訳ないことをしましたけれども、調べた単価がありますので、それで一応宅地は平均で平米当たり930円……（「年間だすべ」の声あり）1平米。年間です。そして、田んぼが5.42円です。畑が2.37円です。原野は0.21円です。山林が0.96円です。雑種地が15.5円です。それで、いずれ岩手県に関しては市町村のところを見ましたけれども、大槌町と釜石が有償、あと宮古、山田、大船渡、陸高は無償。ただ、無償ということで相当難航した面もあって、今も全く契約できない方もあるという、借りるだけ借りている状態も結構あると聞いてます。それで、実際その単価でいくと田んぼ1枚300坪にしたならば6,000円くらい、本当にただみたいな単価なんです。ただ、当初たばこ銭程度とは言ったけれども、これほどまで安くなるというのはちょっと想定外でした。地権者も、

実際被災してない地権者であっても、自分の弟の妻が死んだとか、いろんな方があって、ある意味で準被災者のなところがあるので、そこを少し考えなきゃいけないとは思いつつ、ただ、国庫補助事業ですので、なかなか踏み切れないところであります。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） ただいま私の聞きたいことがあったんですけど、聞く前に説明されたこともあるんですけど、確かに今、課長がおっしゃるとおり、1,000平米、300坪当たり田んぼで五、六千円、畑で300円、雑種地、原野、場所によりますけど、二、三百円というところもありますよね。それはそういう計算のもとで出た数字なので、それはそこで仕方ないと思うんですけども、今言ったとおり、契約者の中には、多くの方々が犠牲になり、そしてまた町もこういう状況なんだと、やむを得ないべと言っている方もいるし、また被災者自身が遠くの方に田畑を持って、今後の生活の足しにしたかったんだけど、当てが外れたと言っている方もおります。そしてまた、ある人は、ちょっと表現が悪いんだけど、役場にだまされたと言っている方もいると。また、釜石の情報を聞いた人間は、何で釜石は高いんだと、大槌は安いんだというようなことも聞かれるわけです。そう言われてもなかなか返答に困るところなんですけど、そこで、確かに震災前なら評価額が何百円、何千円、何万円の世界ですので、固定資産税の評価額がですね、ですので、その計算式を当てはめれば何百円の世界になると思うんですけど、だからといって浸水区域外に仮設住宅を建てなければいけないときに、まとまった土地を確保するにはそういうところしかなかったのですよ。借りておいて、おめえ様の土地は評価額が安いからこれしか出せないんだよと。それでは何ぼ役場、こういう被災状況であっても、ちょっと余りじゃないかなと思うわけです。ですので、このことは仮設住宅が建った部分で、早い話、何ぼか価値も上がるわけですよ。そこら辺、柔軟な対応でできないものかどうか、改めてもう一回質問、どちらでもいいです、お願いします。

○議長（阿部六平君） 地域整備課長。

○地域整備課長（土橋清一君） 先ほど申し上げましたとおり、これは補助対象事業、ただ、それに上乘せとなれば全くの単費ということになります。それについては担当課だけの判断になりませんので、やはり関係課と相談しながら。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） まず、それはお願いしたいと思います。なぜ釜石が有償であったかといいますと、私も何人かから聞いたんですけど、こういう式というのは釜石もわか

ってるんですね。この式でやったら、とてもじゃないが、交渉に行く役場職員が大変だということで、市役所の上層部の方で独自の、早い話、一般財源をそこにつぎ込んだわけですよ。それで、このぐらい出すからお願いしてこいやということで、交渉する職員に対して指示を出して、その職員の方々が各方面を回って釜石では仮設住宅を用意したというお話もありますので、そこら辺まずお願いします。よくいろいろな所で、こういう条例なんか変えるとき、近隣市町村はどうのこうのという論法をよく使いますよね。どこがこうだからこうした、こうしなければいけないんだということをこんなときにもちょっとでもいいですから使ってもらいたいと、改めて要望します。

まず、この件につきましてはトップの考え方もあるかと思います。まず町長にお伺いしますけれども、この間、平野復興大臣が見えたとき、復興計画に当たってはコスト意識を持ったものでつくってくださいよということをおっしゃられてました。そしてまた、碓川町長も復興計画を立てるに当たってはコスト意識を持ちながらやっていかなければならないということをおっしゃっております。何ほ何でも、コストを意識したって、今言った単価では余りひどすぎる意識ですよ。そこら辺、町長の方から、断言はできないとは思いますが、そこら辺まず検討する余地があるのか、ないのか、指示を出す、出さない、あるのか、もしよければ町長のご見解をまずお尋ねいたします。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今のやりとりを聞いておりまして、まさに土地を貸し付けていただきました町民の皆さんにまずもって御礼を申し上げたいと思います。

先ほどの答弁じゃないんですけれども、わずかな金額で賃貸をしているということについては、本当に貸す側の立場に立ってみれば、もっとという気持ちは当然ながらこの金額ではあるのではないかなと思います。先ほど東梅議員の方から近隣市町村という言葉があったわけですが、答弁する気持ちの中で、やはり近隣市町村等の均衡も図らなければならないだろうなというふうに思います。当然ながら大槌町が極端に少ないものであれば、やはり国庫補助のあり方についても考えなくてはならないと思いますので、よくよくその辺を精査して、国に申し上げるところは申し上げながら、均衡を図るような対応をしてまいりたい、そのように、いずれ精査してみたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） まず、町長、よろしく申し上げます。

最後は、罹災証明書の発行状況にかかわる再質問をさせていただきます。

今さら言うまでもないんですけども、罹災証明書は義援金とか支援金とか各種申請
手続に添付されなければならない書類であります。そういう意味では大変重要な証明書
であるわけでございます。今回の一般質問のケースは基本台帳法の14日ルールを守らな
いがゆえに発生した事案であって、当局には何も落ち度がない中での質問なわけですの
で本当に恐縮なんですけど、ただ、なぜ大家を介さなければいけないかというところに
私がひっかかったわけです。あの状況下で果たして大家と連絡とれるのか、あるいは大
家が犠牲になっていたらどうなるのか、そしてまた今もそうですけれども、大家に対し
てはアパートやマンションが流されても何の国等からの支援がないよと。そのような不
満に思っている大家に対して、あの状況下、被災した方々がこういうわけだからお願い
しますと言えるのかなと、ちゅうちょするんじゃないかなということで、考えると思う
んです。ですので、なぜ、まず安全を期すために（聴取不能）悪いんですけど、そうい
うのを考えて大家を介すということが出てきたと思うんですけど、そこら辺のところ、
ちょっとだけでもいいんですが、詳しく、なぜ大家を介さなければいけなかったのかと
いうところをお願いしたいです。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私の答弁がそのまま東梅議員の答えになるかどうかなんです
が、まず、罹災証明書という部分と被災証明書と二つあるということをまず承知してお
いていただければと思います。今回、罹災証明書という部分については、地方自治法第
2条第8項の自治事務という形になります。町村としての事務ということになります。
罹災証明書については、自治体の実地踏査により家屋等の被害ということになります。
もう一つは被災証明書でございまして、これが被災をしたという、ですから停電とか断
水とか、そういう部分で事実を証明するということになっています。これをいろいろ調
べますと、各自治体、さっき言いましたとおり、自治事務なものですから、はっきりし
てないという状況です。これが逆転する意味で書いているところもあります。ですから、
どこのということはございませんので、先ほど申しましたとおり、町としてどのような
形で事務をとるのかということにあるのだと思います。防災計画上ですけれども、罹災
証明書については税務会計課が発行することになっています。これは先ほど申しまし
たとおり、住所があるということ、まずそこに住んでいるということがはっきりしていま
すから、これを実際に出かけていって調べるということで、それは確実にできるという
形になります。ですから被災証明書については明記されて発行ができるという形。今回

の件につきましては、被災証明書も含めた形で、いろんな形で要求が出たと。公もそうですけれども、民間によるいろんな証明書、証明書という形で、罹災、罹災という形で証明を出してくれということが、数が多かったということを知っています。私たちが思うことは、罹災証明書については流れが確実にしていましたが、被災という部分については明確になってないということが問題だろうと思います。ですから、被災証明書の発行の要件とすると、やはり客観的な証拠が必要だと。ですから、電気とか電話料金、あとは行政連絡員や民生委員等の証明書が必要だろうと思います。これを明らかにする手続、マニュアルというもの、そして様式等が定めてあれば、こんなにも混乱はしなかったろうと、こう思います。ですから、議員言われるとおり、確実にその部分まで初めてそういうこともあるだろうと。先ほど大家がという部分はたまたまのケースですので、それ以外にDVとかいろんな問題があって、本当に苦しみました。窓口が税務会計課だということで、税務会計課窓口には大変なことをご迷惑をかけた、私自身は思っております。ですから、これからのことを考えれば、こういう災害については、罹災証明書があるよと、プラス被災証明書を発行しなければならないということをきちんと構えて、やはり防災計画の中できちんと担当部署または様式等、マニュアル等をきちんと定めて、そういう混乱が起きないように対応してまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 確かにあの状況下においては、罹災だ、被災だと、本当に混乱して、確かに税務会計課の方々は大変だったと思います。私の今回の質問は、罹災証明書を想定したものであって、被災証明書というのは大槌町にとってはまた、ほかの方では被災証明書を発行して高速道が無料になるとか、どうのこうのというのがあるけど、大槌町にとって罹災証明書の方がかなり大きかったもので、被災証明書は、私、正直、勉強不足でありました、すいません、その点に関しましては。

ただ、罹災証明書を発行するに当たって、なかなかうまくいかない。被災された方、住所を異動してないけど被災された方ですよ、その方がなかなか手続がはかどらなかったと。そこで、どうなっているんだろうということで、県の復興局生活再建課というところに電話されたそうです。そうしたら、確かに今言われたN T Tとか電気とか水道料金の領収書を持って、それは住所があったということのみならずから、大家を介すとか、そういうのはまずないよと、岩手県ではそういうことは、県としてはそういうことは求めませんという回答を得たらしいんです。そしてまたそれで大槌町に当たれば、罹災と

か被災とかの絡みの中で、どうも大家を介さなければいけないということで、岩手県が言っていることと、窓口に行って言われる説明がどうしても違うがために、その被災された方々がすごい混乱に陥ったというところがあったわけです。8カ月、9カ月がたとうとしていますけど、どうですかね、このごろの罹災証明書の発行状況というのはほぼないような状況になってきているとは思いますが、そういう方々が後から落ちついた中で来ているような雰囲気とか、そういうのはどうですか、課長、ありますか。お願いします。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） 現在は地震の方の被害ということで、罹災証明が欲しいという問い合わせがありまして、その建物を調査して発行している状況です。きのう現在で138件。それから、津波による被害についてはほとんど再発行で、新規のものというのは現在のところはない状況です。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） 今、課長の説明ですと、新規はさほどないということです。ということは、もしかしたら住所が異動してないために罹災証明書を当時発行されてない方は、もしかしたらあきらめているかもしれないと思うんです。そこら辺を何か、確かに罹災証明書を使えば、いろいろな手続に使われるわけですが、今から町税の関係等も出てくると思うんですけれども、それ以外の部分を被災した方々は当時希望していたんです。ただ、そういうことができないということで、まだ保留になっている被災者の方もいると思いますので、そこら辺をどうにか、例えばまだ申請手続等の期間があるかと思いますが、どうにかそこら辺拾い上げてもらえるような方策を考えていかなければならないと思うんです。一番いいのは、大家を介さないで罹災証明書を発行できればいいんでしょうけど、それを曲げられないのであれば、例えば11月に復興支援室が誕生しましたよね。そこら辺で大家とのパイプ役を例えば支援室がやってくれるのかどうか、そこら辺、検討してないと思いますけれども、いかがですか、部長。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（菊池 学君） 今の件につきましては、具体的にどのようなケースが当たるかという部分は個別に話を伺いさせていただきまして、被災者支援という観点からサポートが必要なものにつきましてはサポートしていきたいというふうに思っております。ただ、1点だけ確認ですけれども、生活再建金とか支援金、罹災証明書は必ずというこ

とで義務づけられたものはありません。例えばそういう大家の証明書等もらっているとか、あと状況等を示して国に申請することは可能というふうに理解しておりますので、必ず義務づけているものでなくても手続はできるということをご承知いただければと思っています。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） わかりました。まず、その罹災証明書の関係は、私も今、局長から聞いて、添付書類じゃなくて、必ずしも添付しなければ、なくてもいいよという説明でしたけど、当初は、私、必ず添付するもんだと認識していたわけです。被災された方もそういう認識されてましたので、あるいは今言われたとおり、あきらめている方々がいるかもしれませんので、そこら辺、まず何らかの形をとって、こういう方々はこういう方法があるんだよということをぜひ周知を徹底されて、1人でも2人でも本当に支援金、義援金が手元に届くような方策をとっていただきたいと思います。改めて、罹災証明書はそういう方々に対しましてはあくまでも大家経由でなければいけないのかということを再度お聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） さっき申しましたとおり、ケース・バイ・ケースだと思っていますので、今ここでそうだということになりませんから、ケースにおいて、先ほど申しました窓口、統一されてますので、そこで対応してまいりたいと、こう考えます。

○議長（阿部六平君） 東梅君。

○6番（東梅康悦君） まず、よろしくお願ひします。今回、罹災証明書の関係ですけれども、法律に精通している方々を前にして言うのも何ですけど、地方自治法では住民は地方公共団体の役務を等しく受けることができ、負担の義務も負うと、そしてまた基本台帳法では届出は14日以内と、そしてまた民法においては生活の本拠をもって住所とする、居所をもって住所とみなすという文言があります。私の法律本はちょっと古いので、変わっているだろうけど、あるとは思いますが、いずれにしてもそういうものを総合的に考えて、まず件数は少ないとは思いますが、被災者のためにぜひ今後も努めていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部六平君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす7日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後3時16分

